

第2章 韓国における畜産・野菜生産の現状と展望 －対日輸出品目の事例分析－

柳 京熙（日本学術振興会外国人特別研究員）

姜 暲求（南九州大学環境造園学部）

1. はじめに

韓国はUR農業合意後、国内農業の生き残り策として、急速な政策転換を行っている。まず大きな特徴としては、国内農業を親環境農業政策と有機的に連携させて、環境保全機能を担保にした食料供給を行おうとしている点が上げられる。同時に制度・流通施設の整備によって、競争力強化または輸出増進を狙っていることも指摘できる。

これら一連の農業政策の定着のために、農業予算を増やし、特定の部門に集中的な投資を行うなど、これまでの農政とは一線を画すような大胆な政策転換が次から次へと講じられている。また2003年2月に新しく発足した政権は、農業予算を大幅に増加させて農村地域における福祉増進にも力を入れているといわれている。

このような状況の下で、特に野菜・養豚産業は政策支援を受けながら競争力を高め、対日輸出の増加により90年代に成長した。1997年末に起こった経済危機や2000年の口蹄疫発生等により、その成長力は一時期ほどではなくなっているとの指摘もあるが、日本市場をターゲットとする品質向上等にも積極的に取り組んでおり、その動向を注視していく必要がある。

本稿では、韓国農業の現状と今後の動向を少しでも明らかにするために、日本向け輸出によって成長した野菜と養豚産業について、生産・需給・流通の現状と近年の韓国農政の方向について概観した後、対日輸出を行っている産地の事例調査の結果を紹介する。

2. 農政の変化

工業化による経済成長を図ってきた韓国において、農業は衰退の道を歩んできた。しかし、1990年代から一部の高品質農産物を日本へ輸出できるようになった。それは農政の発想の転換によるものである。つまり、守りの農業から攻めの農業へ切り替えることによって、生産及び流通基盤が大幅に改善され、またこのことがビジネス・チャンスを生み出し、日本輸出の開拓者を台頭させた。ここでは高度成長期（1980年代後半から）の農政の変化とそれによる生産及び流通基盤への影響を概観してみる。

（1）高度成長期から外貨危機年までの農政

1980年代までの韓国農政は、国際環境の変化を考慮せず、自給自足と農家所得の向上に目標を置いていた。国際的に自由化の動きが進むにもかかわらず、農政は都農間

や農工間の所得格差の是正、農家負債の軽減に主眼を置き、1986年「農漁村総合対策 (comprehensive rural measures)」1987年「農漁村負債軽減対策 (farmer's debt reduction measures)」と続いた。

韓国農業が外圧を肌で感じたのは1980年代の終わりからである。GATT 特恵国からの除外、主要貿易国との二者間交渉などによって、自由化への本格的な対応が必要となってきた。そこで、1989年に「農漁村発展総合対策 (comprehensive rural development measures)」が打ち出された。同対策は長期における農漁業の構造改善を狙うものであった。この対策を法的に裏付けするために、1990年「農漁村発展特別措置法 (special rural development law)」が制定されたが、構造改善はさほど進まなかった。そこで1991年「農漁村構造改善対策 (agriculture and rural structure improvement measures)」が打ち出された。同対策では10カ年(1992~2001年、財政投資額42兆ウォン)計画を具体的に提示した。

1993年2月に発足した「金泳三」政権は、従来のベクトルと異なる、自由化時代の農政(いわゆる新農政 (new agricultural policy scheme))を標榜し、重点課題として7課題を取り上げた。そのうち農産物輸出と関連する項目は、以下の通りである。

- ① 構造改善：国際競争力を強化する。
- ② 技術革新：高品質農産物を生産する。
- ③ 流通革新：生産者による規格・包装出荷を図る。収穫後の品質保持を維持する。
- ④ 輸出農業の育成：輸出団地を造成し、輸出サービスを支援する。

「新農政」が従来の農政と抜本的に異なるのは、①農業を industry (例えば rice industry, livestock industry, horticulture industry) として認識し、生産－加工－マーケティングという一連の過程を各 industry 政策に盛り込んだこと、②大統領主宰の諮問機関として「農漁村開発委員会 agriculture and rural development committee」を設立し、農政とかかわる行政を縦割り行政から横割り行政へ転換したこと、③守る農業から攻めて守る農業への転換、である。「新農政」の具体的な計画の第1歩が、1993年の「新農政5カ年計画 (5-year new agricultural administration plan)」である。ところが、1993年12月15日のウルグアイ・ラウンドの農業協定は、農政強化の必要性に対する国民的コンセンサス形成を引き起こした。これによって、1994年3月24日に「農漁村特別税 (special rural development tax)」を公布し、農政への財政的バック・アップを強化した(財源15兆ウォン追加)。

(2) 外貨危機から現在まで

1997年11月に訪れた外貨危機は韓国経済にとって未曾有のできごとであった。1998年2月に発足した「金大中」政権は「農政改革委員会 (Agricultural Reform Committee)」, 「流通改革委員会 (Agricultural Marketing Reform Committee)」, 「協同組合改革委員会 (Agricultural Cooperatives Reform Committee)」を構成し、6つの農政課題を挙げた。特に農政改革委員会は、流通及び協同組合改革委員会の意見

を汲み取り、農林部長官に答申を提出した。この答申を受けて「農業・農村発展計画 (agricultural and rural development plan)」を 1998 年 7 月に策定した。また、1967 年に制定された「農業基本法」の大部分の条例が死文化されたこと、1990 年に制定された「農漁村発展特別措置法」は構造改善のために特別法であること、による農政の限界を認識し、「農業・農村基本法」を 1999 年 2 月に制定した。

金泳三政権は“農業を industry と認識し、守りの農政から攻めの農政へ”切り替えた。これに対し、金大中政権は“農業は生命産業であり、食料の供給と環境保全を担う産業である。グローバル化と地域化に適合する家族農業の育成”を打ち出した。このようなパラダイム転換は、①農業は単純な産業でなく、市場で評価できない価値を有する産業である、②農業経営体は品目や生産様式・流通構造によって多様な発展形態があり得るが、わが国の農業は家族農業にその根幹がある、③農業は 1 次産業でなく 1.5 次産業である、よって範囲の経済を活かし、農家所得向上を図る必要がある、④画一的な農政でなく、地域ごとにまた生産組織ごとに農政を立案する、と集約できる。

しかし、このようなパラダイムの転換は、必ずしも農産物輸出促進政策を撤回することを示すものではない。当政権の農政のバックボーンである「農業・農村発展計画」にも盛り込まれているように、高品質農産物の生産と輸出団地の造成、海外市場開拓の支援、輸出金融制度の拡充などによる輸出農業の育成が明示されているからである。

(3) 投融資計画

前 2 節では近年の農政の移り変わりを見たが、この節では農政変化に伴う投融資について見てみよう。

1) 第 1 段階投融資：45 兆計画と農特税

第 1 段階投融資の期間は 1992～1998 年である。1991 年に立案された「農漁村構造改善対策」は 10 力年間（1992～2001 年）に 42 兆ウォンの投融資（通称「42 兆計画」）を策定した。その後、「新農政 5 力年計画」ではこれを 3 力年早めた 1998 年までとした。また、ウルグアイ・ラウンドの結果を受けて「農漁村特別税」を制定し、15 兆ウォン（通称「農特税」）を追加することになった。このような短期間（1992～1998 年）の集中投融資（期間中の実施額 52 兆 3 千億ウォン）は、農業・農村を大きく変えることになった。特に、「42 兆計画」が競争力強化分野、生活環境改善分野、福祉増進分野のうち、全投融資額の約 60%を競争力強化分野に充てたこと、「農特税」が競争力強化分野に重点配分されたことによって、生産施設及び流通施設の抜本的な変化が始まった。

2) 第 2 段階投融資：45 兆計画

第 2 段階投融資の期間は 1999～2004 年で、投融資額は 45 兆 526 億ウォン（中

中央政府 37 兆 8,384 億 84%, 自治体 4 兆 7,169 億 10%, 事業者 2 兆 4,793 億 6%) である。第 1 段階投融资は“生産基盤及び流通設備の改善などのハード面において大きな成果を上げたが、農家の経営能力向上、流通システムの改善、輸出支援などのソフト面においては不十分である。また、施設運営や投資が非効率的である”と指摘された。そこで、第 2 段階投融资では農地整備、ガラス温室や農業機械の普及、畜舎の増築などへの投融资を抑え、流通改善や輸出促進、親環境農業の育成、農家経営の改善などへ傾斜配分した。流通分野についてみれば、卸売流通部門が縮小され、産地流通部門が拡大された。

以上の 2 回にわたる投融资によって、国家予算に占める農業部門予算が急上昇し、1995 年には 14.8%に達した（第 1 表）。

（4）今後の政策展開

昨年発足した新しい政府は 2004～2013 年までの 10 年間に 119 兆ウォンの農業予算を投入すると発表している（2004～2008 年 5 年間 51 兆ウォン）。119 兆ウォンが計画どおりに実行されれば、農林予算は 2006 年に 9.5%, 2008 年には 9.8%に、2009 年には 10%台まで上がると予想している。

今回の政府が出した計画をみると、2004～2008 年間までの 5 年間、体質・競争力強化に 36.5%, 直接支払いを含む、所得及び経営安定事業には 25.6%, 農村福祉・地域開発に 12.2%を投入する計画である。そのうち、純粋な直接支払い比重は 18.3%を占めることになる。さらに農林部がこれらの事業を透明に遂行するために、その用途に徹底的な監視を行う計画である。その背景には、これまでは「農漁村特別税」のうち、農林部が執行したのは全体の 42.8%に過ぎず、大きな問題として指摘されて来た経緯がある。

新しい政府が打ち出した農政の中で、特に注目に値するのが農村地域の福祉政策である。今年 6 月に満了する「農漁村特別税」を今後 10 年延長し、農業地域の福祉向上を目的とする農漁村福祉向上基金の助成などに使われる予定であり、すでに 2004 年 6 月 6 日より福祉政策の柱となる「農漁村生活の質特別法」が施行された（その内容については文末の参考資料参照）。

3. 畜産

（1）畜産部門の予算

第 2 表は 2002 年度の畜産関係予算の詳細な支出内容であるが、このうち、畜産物需給安定に 1,994 億ウォンが支出され、原乳需給安定だけに 1,387 億ウォンが使われた。また輸出活性化事業にも 386 億ウォンが支出された。その他は、流通、経営改善に多くの支出がなされている。以下では農林予算の具体的な支出内容について検討する。

第1表 投融資による農業予算の推移

年度	Park, Seok-Doo 推計			Kim, Jung-Ho 推計	
	Budgets for Agriculture and Forestry (A)	Total National Budgets (B)	C=A/B (%)	農業予算	農業予算の割合 (%)
1980	3,565	65,755	5.4	-	-
1985	11,023	127,007	8.7	-	-
1990	25,655	283,520	9.1	-	-
1991	27,338	329,295	8.3	27,097	8.2
1992	31,698	366,222	8.7	-	-
1993	37,061	421,835	8.8	40,057	10.7
1994	68,092	506,553	13.4	-	-
1995	88,161	594,011	14.8	77,337	13.3
1996	96,414	679,749	14.2	-	-
1997	99,254	759,937	13.1	81,541	11.0
1998	-	-	-	79,778	9.5
1999	-	-	-	78,939	8.7
2000	-	-	-	83,648	8.5
2001	-	-	-	88,100	7.9
2002	-	-	-	92,851	8.0

資料: Park, Seok-Doo[1999], Kim, Jung-Ho[2003]から引用

注1: Park, Seok-Doo は農業予算を general, budgetary special, agricultural special, grain special, national special accounts.の合計を取っている。

また、出所を MAF, Office of Planning and Budget としている。

注2: Kim, Jung-Ho は農林部『農林業主要統計』から引用している。

第2表 畜産部門の予算執行内容（2002年度）

（単位：億ウォン，％）

項目	金額	構成比
畜産需給及び価格安定資金	1952	31.0
自律事業費	741	11.8
加工販売施設	527	8.4
経営与件改善	506	8.0
韓牛多産奨励金	405	6.4
輸出活性化	386	6.1
家畜改良	282	4.5
家畜疾病根絶対策	242	3.8
飼料事業支援	228	3.6
租飼料生産基盤拡充	182	2.9
家畜入植資金	182	2.9
去勢奨励金	158	2.5
酪農振興会運営支援	137	2.2
等級判定事業	118	1.9
家畜系列化	88	1.4
畜産関連大会など	41	0.7
競走馬生産事業	28	0.4
専門投資組合出資支援	25	0.4
直売買取事業	24	0.4
子牛生産団地事業	24	0.4
農協の繁殖牛牧場	12	0.2
卸売市場施設	11	0.2
合計	6,299	100.0

資料：農水畜産新聞「畜産年鑑 2003」より作成。

1) 畜産物流通改善事業

1994 年より流通近代化の構想の下，畜産物総合処理場の建設に尽力しており，2001 年度まで 9 カ所の畜産物総合処理場を設置した。建設費用としては 1,047 億ウォンが支援された。

2) 韓牛の肉質改善

韓牛部門については輸入牛肉との競争力を高めるために，主に肉質の改良事業に集中的に投資しており，これまでの主な事業をみると以下のとおりである。

- ・多産奨励金として3～4産の場合、20万ウォンが、5産以上の場合は30万ウォンが支給されている。
- ・肉質改良のために、20万ウォンの去勢奨励金が支給されている。
- ・統一した改良体制を構築するために、人工受精に2万ウォンが支給されている。
- ・優秀畜生産報奨金制度を設け、97年度より上質な等級の牛肉には奨励金を支給した。2001年よりはA1+,A1等級に対して15万ウォン、B1+,B1等級には10万ウォンが支給されている。しかし近年、韓牛の価格上昇に伴い、現在支給されている多産奨励金は2003年末に終了し、品質向上を目的に支給されている去勢奨励金についても、2003年6月で終了し、2004年より、品質高級化奨励金に転換するなど、韓牛部門の予算は大幅に削減される可能性が高い。

3) 規格豚生産

- ・2001年より1千億ウォン（養鶏500億、豚500億ウォン）の需給安定基金を助成し、急速な価格変動に対応している。
- ・牛肉とは違い系列化している養豚農家には、施設ごとに品質奨励金が設けられ、上質な豚肉生産農家に様々な形での支援が行われている。
- ・規格豚（対日輸出用の豚肉）生産の促進のため、「畜産発展基金」から2000年～2001年にかけて400億ウォンが支給され、規格豚に限って1頭当たり、3万～5万が融資・支援された。

4) 酪農部門の需給安定

前述のとおり、酪農部門には主に需給安定に大きな農林予算が支出されており、酪農振興会の需給調整事業が極めて大きな役割を果たしている。次にこれまで酪農振興会が行った需給安定事業について詳しく説明する。

(i) 差額補填と用度別差別価格制

差額補填制度は、集乳一元化に参加している加工業者が剰余原乳の納品をうけて、粉乳として加工した実績がある場合、粉乳製造原価から販売価格を引いた差額を補填する制度である。用度別差別価格制は差額補填制度と同条件を満たした業者がチーズを生産した場合、チーズ製品原価から販売価格を引いた差額を補填する制度である。

(ii) 剰余原乳買い上げ事業

用度別差別価格制度の対象原乳以外の剰余原乳を買取し、粉乳として加工したうえで、販売された価格と加工原価との差額を事後補填する制度であり、1999年に全南・北、済州道地域の集乳一元化模範地域に対し、剰余牛乳9千トンを買取した。所要費用は60億ウォン（畜産発展基金15億ウォン）。

(iii) 搾乳牛 3 万頭淘汰事業

原乳の過剰が続く中、2002 年 4 月 22 日～6 月 22 日まで 1 頭当たり 20 万ウォンの補償金を支給し 21,167 頭を淘汰した（推進実績 70.6%，所要費用 49 億ウォン）

(iv) 剰余原乳差別価格制

搾乳牛淘汰事業にもかかわらず、在庫が依然として累積する一方、財政的な諸問題などにより正常価格での集乳が困難となった。とくに原乳需給調整のための財政支出が 420 億ウォンから 1,387 億ウォン（2001/2002 年）に増加したことも大きな原因である。したがって酪農振興会は 2002 年 10 月 16 日より、2001 年 7 月～2002 年 6 月の期間の生産量の 79.4%を基準に基準原乳量の 6%の範囲については正常乳価を支給し、6%超過～11%については正常乳価（620 ウォン/kg）の 70%に当たる 434 ウォン、17%を超える場合は 200 ウォンを支給することとした。

(v) 生産者の廃業・減産対策

搾乳牛の淘汰事業と剰余原乳差別価格などの原乳需給安定対策の実施にも関わらず、在庫の累積が解消されないことから、農林部と酪農振興会は 2003 年 5 月 12 日から 6 月 5 日まで生産者の廃業・減産事業を実施し、申請農家には 1 当たり 10 万ウォンと農協から追加で 3 万ウォンを支給することにした。さらに規模縮小農家には月 2 回乳代支給の時、1 当たり 137 ウォン/日を一年間（5 万ウォン）支給することにした。

(2) 畜産法の改正

最近の畜産部門の大きな政策的変化については、畜産法の改定（2003 年 12 月 27 日施行）があげられる。その内容についてみると、2004 年末までに畜産業を営む者は、市長、郡守に登録し、認められた登録者は、家畜の改良、疾病の予防、衛生水準の向上に向けて農林部条例が定める事項を遵守しなければならない。さらに登録対象農家は、韓肉牛 30 頭、乳牛 10 頭、豚 50 頭、養鶏 3 千羽にし、それに見合う施設の完備が要求されることとなった。もし未登録または不正が摘発された場合、2 千万ウォン以下の罰金または 2 年以下の懲役に科すなどの厳しい制限が設けられた。

農林部はこれから登録制適用農家を対象に、申請を受けて 2004 年 5 月より畜産直接支払い制度を実験的に開始する。畜産分野に初めて導入される直接支払い制度は飼料用作物栽培に糞尿を使用し、また親環境的に糞尿を処理するなど、一定の条件を満たす農家に、最高で 1,500 万ウォンを支給する計画である。2 年間実験的に実施し、2006 年より本格的に導入する計画である。

(3) 畜産物の需給

2002 年時点での一人当たり肉類消費量は 33.7kg であり、そのうち、牛肉が 8.5kg、豚肉が 17kg、鶏肉が 8.2kg となっている。

1990～2002 年間の肉類消費量の増加率をみると、年間 5.8%増加しており、そのうち牛肉が 8.9%，豚肉が 3.7%，鶏肉が 8.8%の増加をみせた（第 3 表）。

第 3 表 肉類消費量の推移

(単位:kg/人)

年度	肉類				鶏卵
	計	牛肉	豚肉	鶏肉	
1990	19.9	4.1	11.8	4.0	9.2
1995	27.4	6.7	14.8	6.0	10.1
1996	28.8	7.1	15.4	6.3	10.4
1997	29.3	7.9	15.3	6.1	10.4
1998	28.1	7.4	15.1	5.6	9.8
1999	30.5	8.4	16.1	6.0	9.9
2000	31.9	8.5	16.5	6.9	10.3
2001	32.2	8.1	16.8	7.4	11.1
2002	33.7	8.5	17.0	8.2	11.3

資料：韓国 KREI の資料より作成。

(4) 肉牛

牛肉供給構造をみると、2002 年時点で韓牛が 70.8%，他(肉牛専用種・乳牛など)が 29.2%を占めており、依然として韓牛が牛肉供給の中心となっている。しかし韓国の統計では韓牛とその他の肉牛との厳密な区別がないため、次節以下、特別に韓牛を指す以外には肉牛として統一する。

1) 生産状況

肉牛の飼養頭数の推移をみると、1980 年の 138 万頭から 1996 年には 284 万頭まで増加した。しかし 1997 年の経済危機及び 2001 年の牛肉自由化によって 2002 年には 141 万頭にまで減少し、1970 年代の規模まで後退した。これと相まって飼養農家戸数も 1995 年以降、急速に減少し、1995 年の 51 万戸から 2002 年には 21 万戸まで減少している（第 4 表）。

また、1 戸あたり飼養頭数は 1990 年の 2.6 頭から 2002 年には 6.7 頭まで増加した。しかし 2002 年時点の 50 頭以上を飼養している専業農家戸数は 4,200 戸（全農家戸数の 1.9%）に過ぎず、まだ零細な経営形態から脱皮していない状況である（第 5 表）。

第4表 韓牛の生産状況

年度	飼養戸数(戸)	飼養頭数(頭)
1980	988,933	1,389,648
1981	851,414	1,283,194
1982	895,827	1,525,644
1983	971,152	1,940,142
1984	1,036,806	2,317,692
1985	1,047,573	2,553,449
1986	990,720	2,370,011
1987	854,269	1,923,121
1988	701,755	1,558,952
1989	654,040	1,536,060
1990	620,266	1,620,654
1991	600,779	1,772,957
1992	585,172	2,018,954
1993	569,957	2,260,472
1995	518,952	2,594,027
1996	513,319	2,843,535
2000	290,000	1,590,000
2002	212,317	1,410,228

資料：農林水産部「農林水産主要統計」より作成。

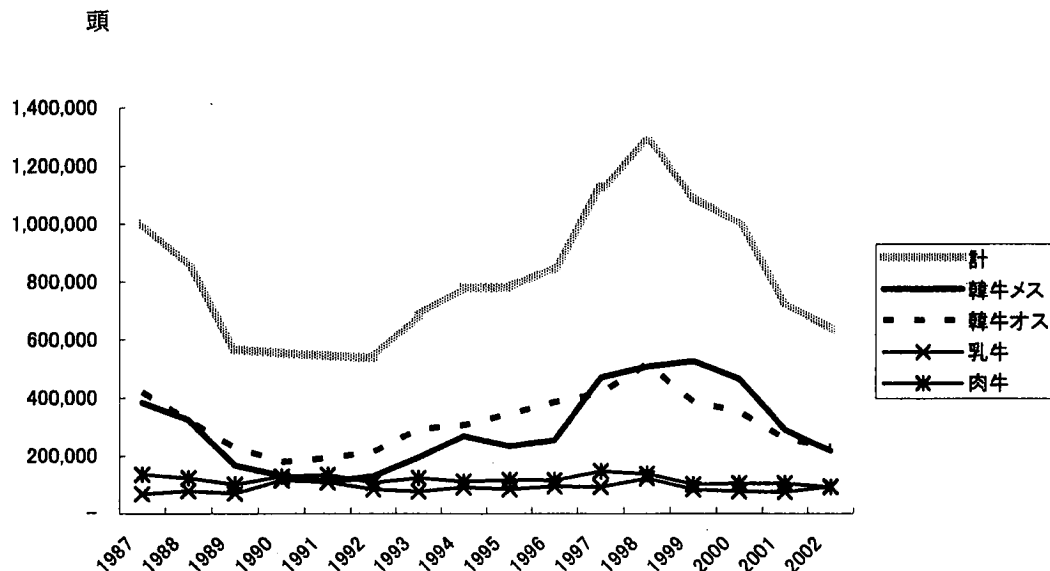
第5表 韓牛の規模別飼育戸数と頭数

年度	区 分	合計	1～4 頭	5～19 頭	20～50 頭	50 頭以上
1985	戸数(戸)	1,047,573	947,900	94,680	4,052	961
	構成比(%)	100	90.5	9	0.4	0.1
	頭数(頭)	2,553,449	1,640,775	699,381	116,041	97,252
	構成比(%)	100	64.3	27.4	4.5	3.8
1990	戸数(戸)	620,266	553,741	61,055	4,514	956
	構成比(%)	100	89.3	9.8	0.7	0.2
	頭数(頭)	1,621,654	898,484	503,349	131,319	88,502
	構成比(%)	100	55.4	31	8.1	5.5
1994	戸数(戸)	540,404	404,188	119,038	15,175	2,003
	構成比(%)	100	74.8	22	2.8	0.4
	頭数(頭)	2,392,560	799,933	995,066	423,782	173,779
	構成比(%)	100	33.4	41.6	17.7	7.3
2000	戸数(千戸)	290	274.3		11.4	4
	構成比(%)	100	94.6		10.6	3.9
	頭数(千頭)	1,590	858		334	398
	構成比(%)	100	54		21	24.5
2002	戸数(千戸)	212	197		10.8	4.2
	構成比(%)	100	93		5.1	1.9
	頭数(千頭)	1,410	656		320	434
	構成比(%)	100	46.5		22.7	30.8

資料：農林水産部「農林水産主要統計」各年度より作成。

2) 需給構造

経済危機以降急速にと畜頭数が増加したが、最近は平年並みに安定している。(第1図)。



第1図 と畜頭数の推移

資料：農林水産部「農林水産主要統計」各年度より作成。

1993年に牛肉輸入をめぐるガット農業交渉で2001年から41.2%の関税により、牛肉市場は完全に開放された。その結果、牛肉自給率は1980年に93.1%を達成していたが、1990年には53.6%に低下し、2001年には42%まで下がっており、輸入は増加すると言われている（第6表）。

3) 流通構造

輸入自由化の影響によって生産構造のみならず、流通にも大きな変化をもたらした。

たとえば牛肉の部位別価格制度の実施は、1991年になって開始され、肉質の改良は一般的に遅れていると言われているが、それも輸入自由化に対抗するために、ようやく実施された経緯がある。しかし近年の政策的支援などや等級制度の定着によって、上物に該当する1等級以上の格付成績は1994年度の10.2%から1997年度は17.9%まで改善されている。さらに2002年12月には36%までに増加するなど、肉質は大きく改善されている。また格付率をみると1994年度の8.9%から1997年度には89%、2002年の上半期には99.7%まで拡大されている。このような等級制度の普及は急速な肉質の改善を可能とし、1997年12月から既存の格付制度に1+の最上等級を付け加えることとなった。さらに出荷体重の変化も大きく、上記の同期間において出荷体重は466kgから600kgに改善されている。

第6表 牛肉需給の推移

(単位:千トン, %)

年度	需要	供給		自給率
		生産	輸入	
1965	27.3	27.3	-	100.0
1975	70.3	70.3	-	100.0
1980	100.0	93.1	6.9	93.1
1985	120.4	115.7	4.7	96.1
1986	147.9	144.4	3.6	97.6
1987	152.0	152.0	-	100.0
1988	141.5	132.2	9.3	93.4
1989	144.5	90.0	54.5	62.3
1990	180.6	94.8	85.8	52.5
1991	226.8	98.5	128.3	44.1
1992	235.1	99.6	135.5	42.4
1993	236.8	129.6	107.2	54.7
1994	269.3	147.3	129.8	54.7
1995	301.0	155.0	146	51.2
1996	322.9	173.7	149.2	53.8
1997	361.8	227.7	134.2	62.9
1998	345.4	260.0	85.4	75.4
1999	392.7	239.7	152.9	61.0
2000	402.4	214.1	190	52.8
2001	384.1	164.4	252.4	42.3

資料：農林部畜産局畜産物流通課の資料より作成。

さらに長い期間定着しなかった雄牛の去勢率についても1997年には3.5%から2002年上半期に32.5%まで増加しているなど、まだ改善の余地は残しながらも着実に展開している。これは結局牛肉供給構造や価格形成においても以前とは異なる様相を見せる契機となっている。

次に肉牛・牛肉の流通について見ることにしたい。肉牛・牛肉流通は大きく生産者組織による流通と商人による流通に区別される(第2図)。しかし、系統出荷のウェイトは極めて低い状況にある(7~15%)。したがって、肉牛・牛肉の主な流通経路は農家→産地収集商人→と畜場→小売店(食肉問屋)→消費者という流れとすることができる。最近は大量需要先(量販店)の登場によって、既存の流通の流れを大きく変えつつあると言われている。

このように流通近代化の促進にもかかわらず、肉牛流通には依然として複雑で不透明な流通経路を成しているが、その背景としてはと畜場の現状が指摘できる。第7表はと畜場の運営実態を年度別に示しているが、2002年のと畜施設は全部で113カ所となっている。

運営主体別にみると、民間が9割以上を占めている。稼働率をみると、肉牛は僅か2割を超える水準で豚でも5割を満たない状況が続いている。さらに民間のと畜場が圧倒的な比重を占めているため、政策的な効果があまりあがっていない状況である。

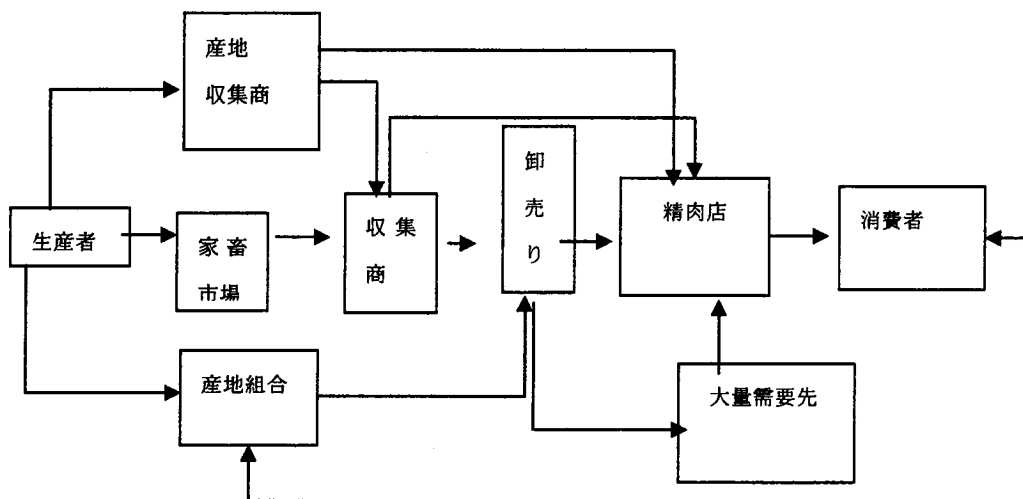


図2 牛肉の流通経路

資料：農産物流通公社「主要農産物流通実態」2001年より作成。

注：横城～ソウル間の流通実態である。

第7表 年度別と畜場の作業状況

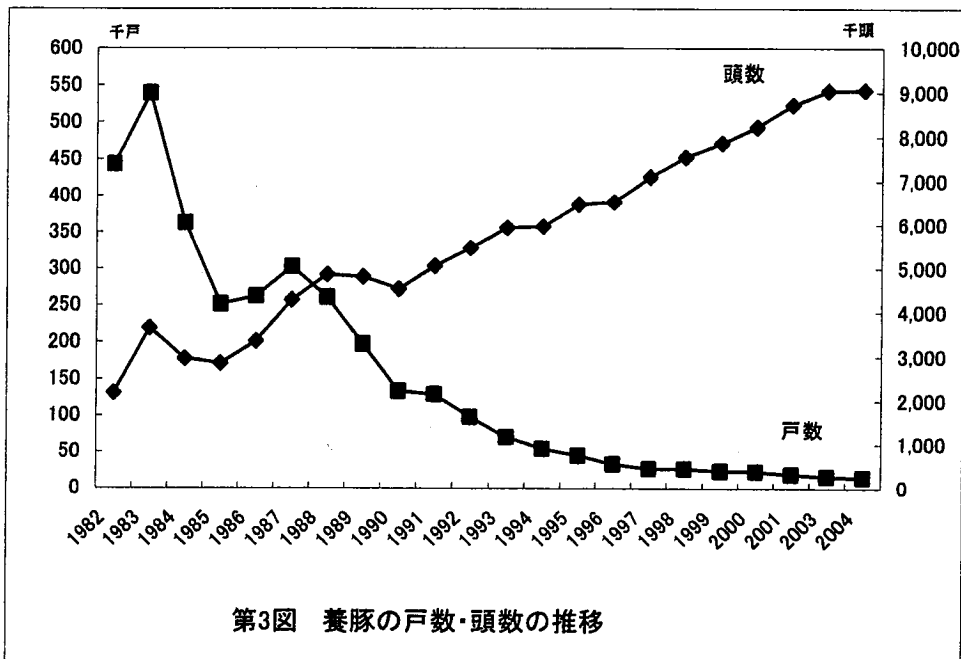
区分	1999年		2000年		2001年		2002年	
	牛	豚	牛	豚	牛	豚	牛	豚
施設数	110		111		113		113	
作業能力(頭/日)	10,844	89,948	10,464	92,382	10,559	96,552	10,559	96,552
作業頭数(頭/日)	3,672	40,653	3,745	43,947	2,395	48,358	2,110	51,128
稼働率(%)	33.9	45.2	35.8	47.6	22.7	49.0	20.0	53.0

資料：農水畜産新聞「畜産年鑑2003」より作成。

(5) 養豚

1) 生産状況

豚の飼育頭数は、1980年に178万頭から2003年9月年時点で900万頭となっており、5倍以上増加している（第3図）。



資料：農林水産部「農林水産主要統計」各年度より作成。

1980年代末に農家戸数が急速に減少しているが、その背景としてはまず環境規制により、施設の設置が義務づけられたためと言われている。

これらの理由から1989年にと畜頭数が急激に増加した。その結果1990、91年に豚肉の供給不足により2万トンが緊急輸入された。

農家戸数の推移をみると、1980年に50万戸あった飼育農家は1999年には2万4千戸にまで減少し、2003年9月時点では1万5千戸まで減少している。それに伴い、1戸あたり飼養頭数は1980年の4頭から2003年9月時点で600頭にまで増加した。

これと相まって農家の規模も大きく変化し、2002年時点で1千頭以上を飼養している養豚農家は全体農家の16.9%を占めているが、これらの階層は全体飼養頭数の70%以上を占めている（第8表）。さらに飼育頭数は2003年9月時点で928万6千頭となっており、前年度より25万頭増加した。また一方では輸入自由化が進み、1994年より冷蔵豚肉市場が1997年度には冷凍豚肉の自由化が実施されているが、生産には大きな影響を与えず、自由化の影響は小さいと思われる。

第8表 豚の規模別飼養戸数の推移

(単位:戸, %)

年度	50 頭 未満	50～99 頭	100～499 頭	500～999 頭	1,000～ 4,999 頭	5,000～ 9,999 頭	10,000 頭 以上	合計
1991	113,410 (87.60)	6,432 (5.00)	7,914 (6.10)	1,259 (1.00)	409 (0.30)	28 (0.02)	14 (0.01)	129,466 100.0
1992	82,222 (83.30)	5,997 (6.10)	8,409 (8.50)	1,581 (1.60)	481 (0.50)	32 (0.03)	14 (0.01)	98,736 100.0
1993	52,587 (74.70)	4,813 (6.80)	10,413 (14.80)	1,925 (2.70)	586 (0.80)	37 (0.05)	15 (0.02)	70,376 100.0
1994	38,545 (71.10)	3,962 (7.30)	8,694 (16.00)	2,244 (4.10)	742 (1.40)	31 (0.06)	17 (0.03)	54,235 100.0
1995	30,671 (66.90)	3,455 (7.50)	8,271 (18.00)	2,368 (5.20)	1,057 (2.30)	38 (0.08)	18 (0.04)	45,878 100.0
1996	19,942 (59.90)	2,534 (7.60)	7,129 (21.40)	2,373 (7.10)	1,231 (3.70)	43 (0.13)	24 (0.07)	33,276 100.0
1997	14,966 (55.20)	2,038 (7.50)	5,871 (21.60)	2,594 (9.60)	1,574 (5.80)	62 (0.23)	27 (0.10)	27,132 100.0
1998	14,257 (52.80)	2,259 (8.40)	5,870 (21.70)	2,684 (9.90)	1,843 (6.80)	62 (0.23)	27 (0.10)	27,002 100.0
1999	12,717 (52.00)	1,511 (6.20)	5,362 (21.90)	2,703 (11.10)	2,053 (8.40)	63 (0.26)	35 (0.14)	24,444 100.0
2000	12,376 (51.90)	1,498 (6.30)	4,994 (20.90)	2,633 (11.00)	2,211 (9.30)	94 (0.39)	35 (0.15)	23,841 100.0
2001	9,143 (46.80)	1,426 (7.30)	3,859 (19.80)	2,370 (12.10)	2,588 (13.30)	102 (0.52)	43 (0.22)	19,531 100.0
2002	7,653 (43.90)	1,212 (7.00)	3,492 (20.00)	2,135 (12.20)	2,776 (15.90)	122 (0.70)	47 (0.27)	17,437 100.0

資料：農水畜産新聞「畜産年鑑 2003」より作成。

2) 消費構造

豚肉の国内消費量は1980年に24万2千トンから2002年には83万トンとなり3倍以上の増加をみせた。国内消費の83万トンのうち、国内産は71万7千トン、輸入は11万3千トンとなっている。さらに1人当たり消費量も順調に伸びており、1990年の11.8kgから2002年には17.0kgまで増加した。自給率は2002年時点で86.4%となっており、豚肉輸入自由化以降も自給率80%台を維持している。

部位別販売量をみると、2002年時点でのバラ（三枚肉）が全体消費量の38.0%を占めており、次にもも肉21.1%、肩ロース肉15.0%が続いている。ヒレ・ロースの消費量は6.5%に過ぎない。したがって2002年時点での部位別販売価格をみると、ヒレ・ロースの部位別価格を100にした場合、バラ（三枚肉）が230、肩ロースが213、もも肉79、カルビ135となっている。

3) 価格動向

豚肉は周期的な価格変動すなわちサイクルが存在しており、韓国の場合、2～3年の周期で変動している。1990年代に入ってから価格は変動は見られるものの、1998～99年には総需要量の10%程度の輸出が行われることにより、産地における子豚の価格は5.9万ウォン、成豚は20万ウォン近く上昇するなど、高い水準での価格形成を成していたが、2000年の口蹄疫による対日輸出の中断によって非人気部位の在庫が累積し価格の下落がみられ、2000年には子豚が5.4万ウォン、成豚は16.6万ウォンまで下落した（第9表）。

第9表 豚肉の流通段階別価格の推移

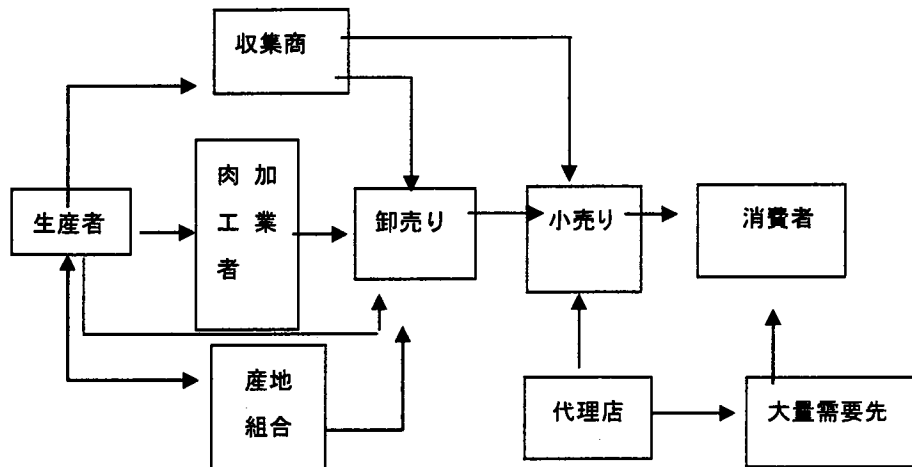
区分		1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
産地 (千ウォン)	子豚	48	53	50	59	54	55	59
	成豚	171	171	179	199	166	174	178
卸売り (ウォン/kg)	ソウル	2,485	2,431	2,539	2,982	2,474	2,572	2,604
	全国	2,490	2,422	2,514	3,017	2,499	2,599	2,645
消費者 (ウォン/kg)	ソウル	2,189	2,361	2,887	3,740	3,945	4,181	4,723
	全国	2,447	2,554	2,805	3,723	3,883	4,224	4,769

資料：農水畜産新聞「畜産年鑑2003」より作成。

輸入自由化が国内価格に与える影響について CHOISE-KYUNG[2001]は「価格安定性を自由化以前（1987年～93年）と自由化後（1994年～2000年）と比較して推計すると、自由化以前に比べ、高い結果となった」指摘している。これは豚肉自由化後の対日輸出が国内価格の安定に大きく寄与していることを示唆している。

4) 流通構造

豚肉の流通経路（養豚産地であるホンソンから最大消費地のソウルまでの調査）をみると、一般的には商人による庭先取引（24%）、農協による系統出荷（40%）、肉加工業者への出荷（35%）が主流である。しかし最近は、畜産物総合処理場への契約出荷が主な流通経路となっている。



第4図 豚肉の流通経路

資料：農産物流通公社「主要農産物流通実態」2001年より作成。

このような現状は肉牛流通とは大きく相違しており、対照的となっているが、さらに畜産物総合処理場の運営主体に農協も多数参加していることから、肉牛よりは生産者主導の流通になっている。また量販店の出現によって、これまで以上に農協が大きな比重を占めると予想される。

5) 輸出入の動向

韓国における豚肉の輸出は1997年に起きた台湾の口蹄疫発生の影響により、急速に伸び、2000年の自国での口蹄疫発生以前までには、年間8万トンが輸出され、過去10年間に14倍増加した。1999年時点で国内生産量のうち、輸出が占める割合は11.4%となっており、その内訳をみると、97.4%が日本向けの輸出である。

しかし一方では輸入豚肉も伸びており、1994年に2万5千トンだったのが、1997年には6万5千トンに増加し、1999年には14万2千トンとなっており、総供給量の16.5%に相当するまでに至ったが、2002年度の輸入量は7万1千トンとなっている（第10表）。

6) 輸出業者

2000年2月時点での、輸出業者は全部で70社に達しており、そのうち、近代的

な施設を完備して冷蔵肉を扱う業者は 13 社となっている。2000 年 1～2 月の累計輸出実績をみると上位 5 社が占める輸出実績の割合は全体の 54.0%を占めており、金額では 53.5%となっている。上位 10 社を含めると輸出実績の 67.7%を占めている。さらに冷蔵肉を扱う上位 5 社（総輸出実績の上位 10 以内にこの 5 社は全部入っている）の冷蔵肉の輸出実績をみると、全体の 86.8%を占めている。上位 3 社に該当する畜協中央会、韓国冷蔵、D 農場だけの実績をみると、総輸出実績の 41.9%、金額では 42.4%を占めており、冷蔵肉においては 75.1%、金額では 72.9%を占めている。

第 10 表 豚肉輸出・入量の推移

(単位:トン, %)

区分		1998	1999	2000	2001	2002
輸出	物量	88,326	80,279	16,156	9,554	2,494
	需要比重	11.2	9.6	2	1.1	0.3
	要因	台湾の口蹄疫発生		口蹄疫発生		口蹄疫・コレラ
輸入	物量	55,673	141,954	95,892	51,516	71,045
	供給比重	6.9	16.5	11.5	5.9	7.8
	要因		物量不足	対日輸出中断		

資料：農水畜産新聞「畜産年鑑 2003」より作成。

7) 輸出促進対策

1997 年以降、本格的な対日輸出を開始した以降、どのような輸出振興策が講じられて来たのかを概観してみる。

(i) 等級制度の変遷

豚肉等級制度は流通の近代化促進という政策目標の下、1992 年 6 月に初めて設けられ、1999 年まで 5 回改正された（第 11 表）。

とくに第 4 次改正は A 等級の生体体重を 105～120kg の範囲に合わせ、対日輸出を強く意識した改正内容となった。その結果、対日輸出に向けての本格的な規格豚の生産を定着させた結果につながったのである。さらに既存の等級制度には PSE の正確な判断が出来なかったが、2001 年から検査体制の検討及び実験に入り、2002 年 4 月から一般と畜施設での検査が始まった。

(ii) 等級判定頭数の増加

1992 年当初は等級判定を受けた割合はわずか 9.2%に過ぎなかったが、1997 年には約 7 割を超えるようになり、2002 年には 97.7%にまで達している。

(iii) 上質豚肉の出現

第 12 表は、出荷体重の変化を示しているが、輸出が本格的に開始された 1997 を境に 105～110kg 台の出荷が安定的に行われている。さらに 1999 年 4 月時点で雄豚の去勢率は 74.7% だったが、2004 年 1 月時点では 97.5% となっており、これらの努力によって最高等級である A 等級の出現率も大きく向上した。1993 年にわずか 5.6% だったが、2002 年には、以前より高い基準にもかかわらず 38.7% となっている。

(iv) 背脂肪改善

年度別背脂肪の変更基準をみると、1992 年には 4～14mm だったに対し、1998 年には 10～20mm に改正された。第 13 表はこれまでの背脂肪の変化を示しているが、2002 年上半期の成績をみると、1998 年に比べ、雌豚の背脂肪は平均で 1.7mm、去勢のそれは平均で 1.4mm 高くなっている。さらに雌・去勢平均にすると、3mm も高くなるなど、極めて順調に品質が向上していることがわかる。

第 11 表 豚肉の等級制度の変遷

年度	屠体重量(kg)	背脂肪(mm)	変更事項
1990 制定	54 以上-75 未満	4 以上-10 未満	4 等級
1992 1 次	54-75	4-14	背脂肪基準変更
1994 2 次	55-81	6-16	重量・背脂肪基準変更
1997 3 次	64-81	9-21	重量・背脂肪基準変更
1998 4 次	69-82	10-20	重量・背脂肪基準変更・輸出規格豚に 合わせた出荷体重

資料：韓国畜産物等級判定所（<http://www.kormeat.com/kormeat/pds/pdsgroup/tech.asp>）より引用。

(v) 輸出努力

韓国と日本人の豚肉に対する嗜好が相違していることも対日輸出に傾斜した原因であるが、たとえば韓国国内では豚肉供給の 2 割のみが人気部位であり、残り 8 割は韓国人の消費形態に適合していないと言われている。しかしこれらの部位は日本人の消費形態に適合しており、日本に輸出すると、単純に 2～3 倍の価格で販売できるメリットが存在した。さらに価格の面だけではなく、これらの部位が出されれば在庫の解決はもちろんのこと、国内価格の安定にも大きく貢献する

などの計り知れないメリットも潜在していたのである。

したがって当然のことながら、豚肉の輸出は当初から日本向けに限定されており、その証拠として規格豚の奨励があげられる。規格豚とは、日本人の嗜好に合うロース、ヒレの部位が多く取れるような改良豚であった。その規格豚の奨励のために、「畜産発展基金」から 2000 年～2001 年にかけて 400 億ウォンが支給され、規格豚に限って 1 頭当たり、3 万～5 万ウォンが融資・支援されるなど、国内生産を輸出体制に合わせるような政策転換が行われた。

特に規格豚については対象農家を契約履行率 80%以上の系列化農家に限定し、政策的効果を高めるなど、国内政策は実質的な輸出促進政策ともいえる。

第 12 表 豚肉の出荷体重の変化

年度	出荷体重(kg)		
	メス	オス	平均
1990	84	90	90
1991	92	91	92
1992	94	92	93
1993	96	95	95
1994	97	95	96
1995	98	97	98
1996	100	99	100
1997	102	102	102
1998	105	104	104
1999	106	105	106
2000	108	107	108
2001	106	106	106
2002	108	106	107

資料：農水畜産新聞「畜産年鑑 2003」より作成。

第 13 表 豚肉の背脂肪の変動

(単位: Cm)

年度	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	2002 年上半期
メス	12	12.7	13.5	13.1	13.5	13.8	13.4	15.1
オス	9.5	10	10.5	9.6	10	10.3	9.4	
去勢	13.7	16.1	16.6	15.6	16.9	17.4	16.8	18.0
平均	10.9	11.5	12.2	11.6	12.3	12.9	13.1	16.1

資料：韓国畜産物等級判定所 (<http://www.kormeat.com/kormeat/pds/pdsgroup/tech.asp>) より引用。

注：ソウル共販場の成績である。

8) 対日輸出の取組事例

(i) 調査対象施設の概要

M 食肉加工処理場は農協の子会社として 1995 年により稼働している。当初の設立目的は、畜産の部門の輸入自由化に進む中で、脆弱な国内流通の近代化と加工施設の併設による付加価値をつけることであり、522 億ウォンを投入し設置された。主に豚のと畜、部分肉加工、肉加工品の生産が行われており、国内最大の肉加工処理施設を誇っている。

と畜処理は 1 日に 2,000 頭、部分肉は 100 トン、加工品は 40 トンの生産が可能である。さらに生産においては生産者を系列化し、すべての飼養管理から、加工、消費までの全過程を一貫して管理している。供給先はソウルが 78%、5 大広域都市 22%となっている。

また 2000 年度よりと畜、2001 年より部分肉加工、2003 年より食肉加工品のすべての処理工程に HACCP 認証を獲得している。1990 年代に畜産物総合処理場構想から始めた食肉部門の流通近代化政策が経営難によって失敗している中で飛び抜いて成功を収めている。

(ii) 生産管理と輸出実績

厳格な生産管理体制を維持しているため、契約内容不履行、改良不良、また対日輸出の不振によって一時期 300 戸を超えていた系列農家は 2003 年には 157 戸に縮小している。

系列農家の概要をみると、系列農家は 102 戸、委託 15 戸、一般 40 戸の内容となっている。系列農家においては生産から出荷まで一貫生産を行っており、委託や一般はこれよりは緩い形の契約関係である。豚の調達実績をみると、系列農家が 74.1%となっている。

と畜実績をみると、2002 年には約 36 万頭、2003 年には 33 万頭となっている。系列生産農家の 8 割は M 食肉加工処理場の周辺生産地域であり、2 割は忠南、全南となっている。

M 食肉加工処理場は食肉加工施設の役割のみならず、政府資金の受け皿として生産農家への融資（畜産発展基金）、技術・情報提供、飼料供給を行っており、系列化の一貫事業として、物流センター、肥料工場、種豚事業所を営んでいる。その意味では、最高に完成された系列化を達成している。さらに流通部門にも進出し、全国 50 を超える直営小売店を開設し、これらの小売店に優先的に食肉を供給している。

また 1998 年 6 月に国内豚肉業界で最初に ISO9001 認証を獲得し、国内品質マークの KS 品質認証などを獲得するなど、流通の近代化においても先頭に立っている。このような努力によって 1997 年には日本の厚生省の検疫免除を受けるこ

ともなった。

対日輸出については韓国のどこよりも早い段階から取組んだ結果といえる。M食肉加工処理場の対日豚肉輸出は日本の購買者からの要請によって1995年より開始され、96年には豚の内臓副産物も輸出するに至った。第14表は、1996年から2000年3月までの対日輸出実績であるが、1996年時点で国内に占める冷蔵豚肉の輸出量は全体の24.5%となっている。

当初から付加価値が高い冷蔵肉を重点的に輸出しているので、冷凍肉の輸出量は相対的に低い水準となっている。その後、1998年には冷蔵・凍肉合わせておよそ1万5千トン、99年にも、およそ1万トンを超える実績をあげ、輸出占有率も冷蔵肉で28.4%、冷凍肉で7.8%を占めるようになった（総占有率13.4%）。このように対日輸出によって単一加工施設としては1996年には輸出金額で1千万ドルの実績をあげ、1998年12月には総額で3千万ドルにも上った。これらの実績はほとんど対日輸出の好調によるもので、1998年12月には単一施設としては国内最大の輸出拠点として成長したのである。

さらに1999年には4,900万ドルの輸出実績をあげ、1996年から僅か3年で5倍の伸張率を見せている。1999年時点でのM食肉加工処理場で生産される部分肉の45%に相当する量が日本に輸出された。

第14表 M食肉加工処理場の輸出実績

(単位:トン)

		1996年	1997年	1998年	1999年	2000年 (1～3月)
冷蔵肉	国内全体	4,567	10,729	18,568	21,713	4,830
	M	1,118	3,486	5,871	6,166	1,327
	占有率(%)	24.5	32.5	31.6	28.4	27.5
冷凍肉	国内全体	32,295	40,895	69,757	58,566	10,741
	M	1,847	3,134	5,700	4,576	551
	占有率(%)	5.7	7.7	8.2	7.8	5.1
合計	国内全体	36,862	51,624	88,325	80,279	15,571
	M	2,965	6,620	11,571	10,742	1,878
	占有率(%)	8	12.8	13.1	13.4	12.1

資料:M食肉加工処理場の資料より作成。

(iii) 輸出努力

以上のような短期間での実績をあげた背景としては、韓国と日本人の豚肉に対する嗜好が相違している部分が多い。前述したとおり、非人気部位を日本に輸

出すると2～3倍の高い価格で販売できる。もちろんコストは入れない単純計算ではあるが、日本への輸出にむけての180日齢、100kgの規格豚生産に大きな比重を置いたのはこのような背景が指摘できる。しかし規格豚奨励においては対象農家を契約履行率80%以上の系列化農家に限定し、最初から政策的効果を高めた結果でもある。

このように、すぐ対日輸出に転換出来た背景は、系列化によって飼料の配合から飼養管理まで一貫した生産体制がすでに韓国国内で整っていたからである。また、近代的な施設で衛生的な処理が出来たことも日本の購買者を呼び込む要因であった。現在M食肉加工処理場と購買契約を締結しているのは、日本の大手の食肉会社および輸入業者のK、M社などである。また農協系列であったため、輸出当初から契約に関する一切の業務は、農協本社が担当していることも、生産に専念出来る環境であったといえる。

輸出の流れを簡単に説明すると、日本から農協の海外営業部にオーダーが入ると、釜山まで運び、下関から日本の消費地までは日本側の購買者が担当する形となっている。輸出規格は日本の購買者の要求で部分肉に加工し、重量は12～15kgの圧縮包装処理を施す。

輸出用の圧縮包装は国内用の包装よりも圧縮の強化が要求されたために、あらためて1千万ウォンの機械5台を導入した。またボックスの場合も、耐久性を考え、国内用570ウォンより高い650ウォンのボックスを利用している。

また対日輸出用は細かな加工処理が必要なため、人件費は20～30%高である。さらに輸出用の場合、国内用の歩留まり率が74.24%に対し、71～72%であり、2～3%の損失が発生する。

1頭当たり、0.1%の歩留まりをあげただけでも、3万6千ウォンの利益が発生することを考えれば大きな損失である。しかしそれでも輸出のメリットが高いことを意味している。

(iv) 対日輸出中断とその後の動向

2000年3月に発生した口蹄疫の影響で、M食肉加工処理場も物量ベースで14%の減少を余儀なくされた。その結果、工場稼働率の低下を招き、それらが製造原価の上昇要因となり、輸出部位の在庫累積と国内販売萎縮に加えて、円滑な供給体制にも支障を与えるほどの問題が生じたのである。前述のように系列農家の戸数が激減したのは対日輸出の中止によってもたらされた部分が大いといえる。それほど、韓国養豚業にとって日本市場は大きな存在となっている。しかし輸出中断後、飼養中止や契約違反の農家を脱退させており、むしろ以前より飼養管理が容易になった部分も存在する。さらに対日輸出に向けての努力も推進しており、前述でも指摘したとおり、PSE出現率の減少に力を入れている。

M食肉加工処理場のPSE出現率は11.6%となっており、畜産物総合処理場の

中でも一番いい成績となっている。さらに対日輸出に向けて、加工処理工程の規格化をすでに終えた状態である。またより一歩進んで、農家に向けて PSE 出現率の上位 10 農家と下位 10 農家のデーターを公表しており、農家間の競争意識やこれに基づいた飼養管理などまで実施している段階に達している。この結果、2002 年 4 月から 12 月にかけての PSE 出現率は 10.1%となっている。1995 年当時 45%台の水準であったことを考えれば驚くほどの改善である。

(6) 酪農

1) 生産状況

酪農の飼養頭数の推移をみると、2002 年には 1999 年の 53 万 4 千頭より 9 千頭増加した 54 万 3 千頭となった。その背景としては、1998 年の原乳価格の引き上げ (18.4%)、為替レートの安定化による飼料価格の低下、さらに体細胞ペナルティー緩和による 1 頭あたりの収益性の向上、酪農振興会の集乳一元化事業による原乳販路の確保などがあげられる。

2002 年時点での酪農戸数は、2001 年より 8.7%減少した 11,716 戸となった。

1998 年以前の減少率は 10%台で推移していたが、集乳一元化事業などにより生産が刺激された結果、減少率は 8%台に低下した。しかし余剰原乳、輸入製品の増加、糞尿処理、後継者不足、高齢化などによって酪農戸数の減少は今後、続くと考えられる。

酪農戸数の減少と相まって 1 戸当たりの飼養規模は年々増加し、2002 年には平均 46.4 頭となっている。1995 年より 22.9 頭が増加した。特に 50~99 頭規模階層の増加が顕著となっており、2002 年時点で全体の 49.1%を占めており、前年度より 6.6%増加した (第 15 表)。

規模別酪農戸数の現状をみると、50 頭以上の規模層は毎年増加して、2002 年時点で全戸数の 38.4%を占めるまでとなった。反面、49 頭以下の規模層は 90 年代以降継続的に減少し、同時期に 61.6%を占めている。特に 2002 年には様々な要因によって 20 頭未満の階層の減少が顕著となり、前年度の 18.3%から 14.6%に減少した。

2) 原乳需給と消費構造

原乳需給の推移をみると 1999 年以降の飼料価格の安定、持続的な改良事業、集乳一元化に伴う安定的な販路確保によって、2000 年以降、原乳生産は増加した。2002 年時点での原乳生産量は 253 万 7 千トンとなり、前年度に比べ 8.5%増加した。しかし、牛乳消費量は同時期に 1.5%しか伸びず、その結果、在庫量は 16 万 1 千トンとなり、前年度より 2 倍増加した (第 16 表)。この原因については、酪農振興会による買い取り方法及び余剰分に対する差額補助などの対策によって生産を刺激

したことが考えられる。2003 年以降は前述のとおり、様々な対策によって原乳生産は減少局面に入り、今後在庫量は減少すると思われる。

次に製品別消費傾向をみると、2002 年の飲用乳の消費量は 166 万 4 千トンとなっており、対前年比 3.8% 減少した（第 17 表）。その内訳をみると、原乳が 81.8% 占めており、残りは加工乳であるが、とくに原乳の消費量の減少が目立つ。原乳は対前年比 7.1% が減少したのに対し、加工乳は企業などの新製品開発の影響でむしろ増加し、対前年比 14.7% の増加をみせた。

第 15 表 乳牛の規模別飼養頭数の推移

(単位:頭, %)

年度 規模別	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
20 頭未満	154,743 (28.0)	125,745 (22.7)	93,504 (17.0)	57,172 (10.5)	45,652 (8.5)	34,724 (6.5)	28,273 (5.2)	24,726 (4.5)	18,403 (3.4)
20 ～ 49 頭	319,353 (57.8)	329,281 (59.5)	339,718 (61.6)	318,379 (58.5)	280,757 (52.1)	256,765 (48.0)	231,620 (42.6)	210,513 (38.4)	188,593 (34.7)
50 ～ 99 頭	54,844 (9.9)	71,944 (13.0)	89,304 (16.2)	132,461 (24.3)	173,058 (32.1)	197,366 (36.9)	228,357 (42.0)	250,420 (45.7)	267,038 (49.1)
100 頭以上	23,191 (4.2)	26,497 (4.8)	28,967 (5.3)	36,405 (6.7)	39,446 (7.3)	45,651 (8.5)	55,458 (10.2)	62,517 (11.4)	69,553 (12.8)
計	552,139	553,467	551,493	544,417	538,913	534,506	543,708	548,176	543,587
1 戸平均頭数	21.5	23.5	26.1	31.3	34.4	37.1	41.3	42.7	46.4

資料：農水畜産新聞「畜産年鑑 2003」より作成。

注：() は構成比。

第 16 表 牛乳需給の現況

(単位:トン)

年度	牛乳供給量				牛乳消費量			在庫
	前年繰越	生産	輸入	計	輸出	消費	計	
2000	43,571	2,252,804	639,617	2,935,992	8,263	2,803,248	2,811,511	124,480
2001	124,480	2,338,874	652,584	3,115,938	19,516	3,026,216	3,045,732	70,206
2002	70,206	2,536,648	646,461	3,253,317	32,021	3,060,258	3,092,279	161,036

資料：農水畜産新聞「畜産年鑑 2003」より作成。

第 17 表 飲用乳の消費実績

(単位:トン, %)

年度	飲用乳			発酵乳	前年対比			
	生乳	加工	計		生乳	加工	計	発酵乳
1986	826,653	88,350	915,003	173,890	127.6	95.2	123.6	117.8
1987	1,020,231	87,250	1,107,481	192,595	123.4	98.8	121.0	110.8
1988	1,212,783	91,631	1,304,414	226,233	118.9	105.0	117.8	117.5
1989	1,122,633	81,484	1,204,117	283,956	92.6	88.9	92.3	125.5
1990	1,242,140	94,312	1,336,452	352,896	110.6	115.7	111	124.3
1991	1,247,297	102,686	1,349,983	402,420	100.4	108.9	101	114.0
1992	1,301,658	107,494	1,409,152	455,273	104.4	104.7	104.4	113.1
1993	1,288,357	133,633	1,421,990	465,062	98.9	124.3	100.9	102.2
1994	1,377,214	175,979	1,553,193	524,069	106.9	131.7	109.2	112.7
1995	1,326,131	242,064	1,568,195	584,441	96.3	137.6	100.9	111.5
1996	1,316,489	312,796	1,629,285	548,155	99.3	129.2	103.9	93.8
1997	1,445,902	256,854	1,702,756	654,726	109.8	82.1	104.5	119.4
1998	1,230,657	170,144	1,400,801	493,365	85.1	66.2	82.3	75.4
1999	1,145,451	146,941	1,292,392	552,926	93.1	86.4	92.3	112.1
2000	1,447,376	224,132	1,671,508	526,109	107.1	118.7	108.5	95.1
2001	1,465,793	263,538	1,729,331	533,985	101.3	117.6	103.5	101.5
2002	1,362,107	302,222	1,664,329	535,407	92.9	114.7	96.2	100.0

資料：農水畜産新聞「畜産年鑑 2003」より作成。

2002 年の 1 人当たり牛乳消費量も 2001 年に比べ 4.9% 減少しており、他、食生活の欧風化によって 90 年代に年平均 20% の増加をみせた加工品の代表格であるチーズも初めて減少した（第 18 表）。

第 18 表 乳製品の製品別 1 人当たり消費量

(単位: kg)

年度	飲用乳			発酵乳	チーズ	バター	練乳
	生乳	加工	計				
1986	20.0	2.1	22.1	4.1	0.02	0.09	0.06
1987	24.5	2.1	26.6	4.6	0.05	0.09	0.07
1988	28.8	2.2	31.0	5.4	0.12	0.09	0.07
1989	26.4	1.9	28.3	6.7	0.11	0.10	0.05
1990	29.0	2.2	31.2	8.2	0.17	0.17	0.08
1991	28.8	2.4	31.2	9.3	0.18	0.11	0.09
1992	29.7	2.5	32.2	10.5	0.19	0.09	0.07
1993	29.1	2.8	31.9	10.5	0.25	0.09	0.07
1994	30.8	3.9	34.7	11.7	0.27	0.07	0.07
1995	29.0	5.5	34.5	13.0	0.26	0.06	0.08
1996	28.9	6.9	35.8	12.0	0.43	0.09	0.07
1997	31.4	5.6	37.0	14.2	0.52	0.08	0.08
1998	26.5	3.7	30.2	10.7	0.52	0.08	0.07
1999	24.5	3.1	27.6	11.8	0.71	0.05	0.07
2000	31.3	4.6	35.9	11.2	0.92	0.10	0.09
2001	30.9	5.6	36.5	11.3	1.11	0.12	0.09
2002	28.4	6.3	34.7	11.2	1.09	0.11	0.08

資料：農水畜産新聞「畜産年鑑 2003」より作成。

3) 酪農産業の構造変化

1999 年以前の集乳体系をみると、64 を超える集乳組合及び乳業業者が、農家から原乳を集乳し、30 カ所の乳加工業者に配分する仕組みだったが、集乳をめぐる過当競争によって多大な費用が発生していた。しかし 1999 年の酪農振興法改定によって酪農関連団体などで構成された酪農振興会を設立し、原乳及び乳製品の需給と価格を民間自律で調整するように法改正がなされた。酪農振興会は酪農家間の契約に基づいて原乳を購入し、乳加工業者に供給を行うことになった。さらに原乳の検査を乳加工業者から国家・地方自治団体に移転することで、検査結果の信頼性を確保するようにした（検査の共営化）。その結果、2002 年度には集乳一元化は急速に進展し、公的機関の検査参加率とともに 9 割を超える水準まで至った。しかし牛乳の過剰生産の解決のために、2002 年 11 月に導入された酪農振興会の余剰原乳差別価格制度によって 2002 年にソウル牛乳協同組合が酪農振興会を脱退し、2003 年には釜山牛乳、済州酪協が続いて脱退し、集乳一元化事業の事業比率は 70%から 27%

に激減した。全国的に集乳業者は酪農振興会、乳加工業者、乳加工協同組合の3社構造となっている。したがって集乳一元化事業は事業以前の状態に戻っている。

次に韓国の加工業者の動向について概観してみると、全国の乳加工業者は2002年末時点で48社となっており、上位5社は首都圏および主要都市を拠点とし、固有ブランド製品の販売を通じて、し烈な市場拡大競争を繰り広げている。他は極めて零細で他の業者間の吸収・合併が頻繁に行われている実情である。

参考までに上位5社の市場占有率をみると、ソウル牛乳が37.5%、毎日乳業が12.0%、ナムヤン乳業は10.3%、ピングレが4.6%、韓国ヤクルトが3.2%を占めている。一方、乳加工協同組合の廃業も進んでいる。零細な乳加工組合の合併過程で負債事業である乳加工業務を中断したことで、2003年の1年間に11組合から5組合に減少した。その結果、協同組合が占めていた市場占有率は5割から4割に減少するなど、大きな変化をみせている。

4) 乳牛の価格

原乳需給の余剰の解消に向け、生産者団体の要求を受け入れ、乳牛の淘汰事業(3万頭目標)を推進した。同時に乳加工会社へ供給して残った原乳については、正常乳代の7割を支給する差別価格制を2002年11月1日から開始した。前述したように、これによって酪農振興会を中心とした集乳一元化からソウル牛乳が脱退したことで、酪農振興会の集乳量は1日4,352トンから2,234トンに低下し、集乳対象農家は7,914戸から4,596戸に減少した。しかし、原乳生産の割り当て制度の施行を睨んで飼養頭数は増加しており、総飼養頭数は2003年3月には前年同時期より4千頭増加した。

価格安定制度が未整備であるため、需給状況による産地価格への影響は極めて大きいことが韓国畜産の一般的な現状と言われているが、乳牛においても同様な現状を見せている。

第19表は乳牛の販売形態による産地価格を示しているが、IMF管理体制にあった1998、99年に大幅な価格低下が見られた。その後、乳牛の淘汰により飼養頭数が減少し、2000年から順調に価格の回復が見られる。しかしこのような価格変動の激しさが酪農の安定的な発展を阻害する一番の要因となっている。また余剰原乳の差別価格制が導入された2002年以降、産地価格の下落が見られる。

第 19 表 乳牛の販売形態による産地価格

(単位:千ウォン)

年度	初乳		受精段階	初妊牛	初産牛	多産牛	老廃牛
	めす	おす					
1996	850	891	1,648	3,081	2,493	1,711	1,156
1997	681	684	1,020	2,686	2,233	1,090	747
1998	270	247	734	1,931	1,610	846	610
1999	116	120	1,151	1,572	1,336	1,255	813
2000	284	283	1,217	2,402	2,171	1,262	749
2001	391	360	1,451	2,645	2,420	1,581	816
2002	539	515	1,634	2,728	2,376	1,724	900

資料：農水畜産新聞「畜産年鑑 2003」より作成。

5) 等級制度による品質改善

韓国に原乳の衛生状態によって価格の格差をつける等級制度が導入したのは 1993 年度からである。2002 年 7 月 1 日より計量単位を kg から l に変更され、体細胞の等級も既存の 3 等級から 5 等級に変わった。したがって細菌数は 4 等級（1 級 A の場合、細菌数は 3 万未満）、体細胞は 5 等級（1 級は 20 万未満）となっている（第 20 表）

第 20 表 原乳の検査基準

年度	細菌数(%)						体細胞数(%)				
	1 級A	1 級B	2 級	3 級	4 級	等 外	1 級	2 級	3 級	等外(96 年まで)	
										4 級	5 級
1993	44.7		20.5	13.1	12.3	9.6	26.9	32.2	19.1	21.7	
1994	60.4		18.7	9.9	7.1	4.1	26.7	32.8	22.4	18.1	
1995	66.8		17.7	7.8	5.3	3.1	23.3	33.8	25.2	17.7	
1996	70.8		15.5	6.9	5.0		22.7	44.7	9.9	22.7	
1997	76.1		13.3	5.5	4.9	－	24.4	46.7	28.9	廃止	
1999	84.7		9.6	3.4	2.3	－	21.5	50.0	28.5	－	
2000	87.9		6.4	2.2	1.3	－	21.0	50.9	28.2	－	
2001	92.7		4.7	1.5	1.2	－	21.7	48.7	29.5	－	
2002	77.8	16.1	4.1	1.2	0.8	－	25.2	30.7	21.7	13.7	8.7

資料：農水畜産新聞「畜産年鑑 2003」より作成。

(7) 今後の展望

1) 肉牛

2001年の牛肉自由化の影響によって、韓肉牛の生産が大きな打撃を受けた。その対策として「韓牛産業総合対策」を講じている。その結果、2002年12月時点で若干回復基調である。さらに以前から実施されている格付け制度の浸透により、1等級以上の上物も増加している。しかし、あまりにも実施が遅かったため、韓牛の改良には今後かなりの時間を要するものと思われる。さらに牛肉需給を安定させるような制度は完備されず、国内生産を維持するだけでも非常に厳しい状況である。

2) 養豚

畜産の中でも、養豚は専門化の進展が一番著しく、上記の分析のように、対日輸出も活発である。一部の韓国の研究所の試算によれば、日韓 FTA の締結によって、対日輸出は今より増加すると予測している。さらに日本とは消費構造が相違しているため、輸出の拡大は国内にとっても望ましい状況である。さらに国内生産体系を対日輸出に向けて構築しており、特定の輸出業者の市場占有率も高いことから、環境さえ整えば、輸出の再開はすぐ出来ると思われる。

3) 酪農

前述のとおり、まだ韓国の酪農は様々な問題が山積しており、膨大な財政を投入し、流通・品質改善政策を講じて来たが、乳加工業者との確執や財政不足によって、これ以上の改善事業は不可能である。さらに検定事業や検査体制が完備されているとはいえない状況であるため、国内の問題を解決するだけでも相当な時間を要すると思われる。

さらに乳加工品の中には、今後更なる輸入自由化が予想される品目も多いため、国内自給率はこれ以上低下すると予想されている。

4. 野菜

日本の韓国産生鮮野菜の輸入は1997年から急増している。全生鮮野菜輸入量は、1997年の573.1千トンから2000年の925.5千トンと約1.6倍増加したのに対し、同期間中の韓国産は約7.8倍の伸びを見せている。しかも国内産と直接競合する施設園芸型の果菜（トマト、ピーマン、ナス、イチゴなど）の急増ぶりは目を見張るものがある。このような急増は、韓国内の生産・流通事情が、日本国内市場のニーズを満たすようになったことを示唆している。つまり、安い価格、高い鮮度及び安全性を求める「消費者ニーズ」と、商品自体の品質のみならず、出荷・販売面のサービスも充実することを要求す

る「商取引のニーズ」を韓国産が満たすようになったことを示している。さらにこのように対日輸出が急速に伸びた背景としては農政によるバック・アップも指摘できる。前述したとおり、国家予算に占める農業部門予算は、1995年には14.8%（Park, Seok-Doo 推計）に達し、主に施設への投資が集中的に行われた（第1表）。

本節では、近年の韓国産施設園芸型果菜の輸入急増と動向を概観した後、流通経路上の有利性、輸出業者と生産者のリスクな行動などを包括的に論じる。さらに事例分析を通して、韓国産地のあらたな動向について検討を行う。

（1）対日輸出の動向

韓国から日本に輸出されている野菜については、1996年度以前からある程度の輸入があった旧来輸出品目と、1996年以前にほとんど輸入されなかったが、その後、桁違いの急増ぶりを見せている新輸出品目に分けて、日本輸入市場での動向と特徴をみてみよう（第21表、第22表）。

1）旧来輸出品目

輸入コードにおいてカボチャと分類されるものは、概ねカボチャ80%、ズッキーニ20%である。1992年度まで250トン未満であったが、1993年度に620トンへ急増した。その後変動をくり返しながら1999年度には1,280トンとなっている。価格は1995年度で80円/kg～130円/kgを維持したが、1996年度に516円/kgへ急騰した後、2000年度の130円/kgへ急落している。月別に見ると6月の平均30トン（1988～2000年度の単純平均、以下同様）から7月の306トンへ増加し、9月の40トンへ減少する。価格は6～9月が110円/kg前後で最も安く、10月から上昇し1月の480円/kgをピークに急落する。主な競争国はアメリカ、ニュージーランド、メキシコである。

キュウリは主に漬物用として輸入される。1990年度から輸入キュウリの100%のシェアを占めている。特に、1996年度から年間約1,000トンの増加を見せている。その間の価格は、1991年度の平均262円/kg（名目値）が最も高く、1999年度は168円/kgへ漸落している。月別に見ると10月の平均138トン（1990～1999年度の単純平均、以下同様）から逡増し、12月の662トン（111トン）をピークに3月で輸入が終了する。価格は9月が最も高く、10月に182円/kgまで急落した後漸増するが、1月の258円/kgを境に下落し7月の153円/kgが最安値となる。

第21表 韓国産主要果菜輸入の推移

(単位:トン, 円/kg)

年度	カボチャ		キュウリ		ピーマン		イチゴ		トマト		ナス	
	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格
1987	-	-	-	-	-	-	1	700	-	-	-	-
1988	87	80	-	-	-	-	0	1,569	-	-	-	-
1989	240	90	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1990	143	138	587	247	-	-	-	-	-	-	-	-
1991	223	226	914	262	-	-	-	-	-	-	-	-
1992	190	102	862	226	-	-	9	821	11	195	16	347
1993	619	114	1,126	225	2	914	3	646	128	335	12	277
1994	929	103	1,600	205	3	616	20	461	311	316	28	288
1995	915	115	2,688	225	21	567	52	620	347	353	161	309
1996	794	516	2,062	209	16	651	14	793	292	403	286	247
1997	630	264	3,441	214	86	566	29	605	2,159	345	1,126	236
1998	630	197	4,383	176	281	463	102	542	4,514	272	1,601	245
1999	1,282	192	5,182	168	474	357	150	578	11,198	224	1,826	259
2000	624	129	3,188	170	462	395	73	899	4,250	219	589	262

資料:「貿易統計磁気媒体サービス」日本関税協会

注1:年度区分は各品目の作期による。例えばカボチャは'87年4月～'88年3月までを'87年度とした。

同様にキュウリは9月～8月, ピーマンは9月～8月, イチゴは12月～6月, トマトは7月から6月, ナスは8月～7月である。

注2:2000年度は2000年12月までの実績である。

注3:各欄の「-」は実績がないことを示す。

注4:価格は年度中の単純平均で、名目値である。

第 22 表 韓国産主要果菜の日本への輸入の特徴

区分	作期区分 (輸入シーズン)	主な競争国	最多輸入月(量,トン)	最高値月 (価格,円/kg)	最安値月 (価格,円/kg)
カボチャ	4～3 月	usa,newzeld,mexico	7 月(306)	1 月(480)	9 月(94)
キュウリ	9～8 月	-	12 月(662)	9 月(319)	7 月(153)
ピーマン	9～8 月	nethlds,newzeld, suarab	12 月(328)	3 月(663)	10 月(431)
イチゴ	12～6 月	newzeld,usa	12 月(121)	12 月(1,072)	4 月(515)
トマト	7～6 月	newzeld,canada, nethlds,usa	11 月(590)	10 月(368)	7 月(186)
ナス	8～7 月	-	5 月(138)	2 月(303)	5 月(254)

資料:「貿易統計磁気媒体サービス」日本関税協会

2) 新輸出品目

韓国からのピーマン輸入は、80%がパプリカ、約 15%がピーマン、約 5%がシシトウである。1993 年 10 月までピーマンはオランダ産とニュージーランド産が概ね 100%を占めていた。韓国産は 1993 年 11 月から周年輸入されたが、10%未満のシェアしかなかった。1997 年度の 86 トンから急増し、2000 年度は 12 月までで 462 トンに達している。月別に見ると 9～10 月から輸入が始まり、12 月は平均 41 トン（1993～2000 年度の単純平均、以下同様）と最多となる。1～2 月は 14 トンと少なくなるが、3,4,5 月は再び増加し、6 月の 31 トンを境に減少する。価格は 10 月が 430 円/kg と最も安く、残りの月は 530～623 円/kg の間である。主な競争国はニュージーランド、オランダ、サウジアラビアであるが、価格は常に安い。例えば 1998 年 1,2,3 月の韓国産の価格が各々 422 円/kg, 464 円/kg, 623 円/kg に対してニュージーランド産は各々 1,023 円/kg, 1,039 円/kg, 876 円/kg と大きな格差を見せている。

イチゴの輸入は 1991 年度以前まで 1 トン以下と少なかったが、1992～1997 年度は 9～52 トンと増減していた。1998 年度から 102 トン、150 トンと急増している。月別に見ると 12 月から始まり、2 月の 17 トン（1993～2000 年度の単純平均、以下同様）をピークに減少し、4 月で輸入が終わる。価格は 12 月が最も高く（1,072 円/kg）、1 月には 665 円/kg と急落して 4 月の 515 円/kg へ漸落する。主な競争国は

アメリカとニュージーランドである。アメリカ産が多い時期は3,4月で、ニュージーランド産は10,11,12月である。両国は棲み分けされているが、韓国産は両国と競争している。

韓国産輸入トマトのほぼ100%がミニトマトである。輸入の多い時期は10～4月である。1993～1996年度は128～347トンと大きな増加を見せなかったが、1997年度から2,159トン、4,514トン、11,198トンと急増している。2000年度は12月まで4,250トンに達している。月別に見ると11月が589トン（1993～2000年度の単純平均、以下同様）と最も多い。また、1993年度までは6,7,8月と11,12月の輸入がほとんどであるが、1994年度から前後の月へ延長され、1997年度から周年化している。価格は輸入が始まる7月の186円/kgから徐々に上昇し、10月の368円/kgを境に漸落し、6月には263円/kgとなる。主な競争国はオランダとアメリカである。オランダ産は4～9月に輸入されているため、1997年度まで競合しなかった。アメリカは1997年5月から参入した。従って1997年度からは両国と常に競合している。

ナスの輸入は1993年6月以来、韓国産が100%を占めている。また、1996年から周年輸入している。特に1997年度から1,000トンを常に上回っている。価格は1992年度の346円/kgから1997年度の236円/kgへ漸落し、その後は横這いしている。月別に見ると10月の57トン（1993～2000年度の単純平均、以下同様）から12月に113トンへ増加し、5月までは110～130トンを保っている。6月は80トンと減少して9月まで微量（10トン前後）となる。価格は2月の303円/kgと高く、他は255～265円/kgと安定している。

（2） 青果物生産及び流通の変化

農政の変化による大規模投融資が、生産基盤、とりわけ青果物の生産基盤に大きな影響を及ぼしたことは事実である。しかし、その他要因（高齢化やbusiness farmingの出現）も青果物生産に影響したことも事実である。両要因の影響を峻別することは極めて難しいが、この節では政策の変化に伴う青果物生産及び流通の変化を概観する。

1) 施設化の推進と品質向上

従来の「水田の米作、平地畑の野菜作、傾斜地畑の果樹作」というパターンが、1980年代半ばから農業労働力の不足で耕作放棄の現象が見られた。それが90年代初めには「水田の米作又は野菜作（特に施設野菜）、平地畑の果樹作（一部は水田）、傾斜地畑と山間地水田の耕作放棄」というパターンが急速に進み、90年代半ばからは落ち着きを見せている。

その間、農家戸数も減少しているが、野菜専業農家や果樹専業農家は増加傾向を見せている。しかし、転作及び耕作放棄の落ち着きと同様に、青果物の作付面積の増加も停滞している。（第23表）

野菜生産において特徴的なことは、施設野菜及び果菜の急増、品質の向上である。施設野菜は1980年には皆無であったが、1985年1.7万ha → 1990年3.1万ha → 1997年6.1万haと増加した。その背景には、消費の周年化と「農漁村構造改善対策」、「新農政5カ年計画」があると思われる。その間の農政は、「先端技術農業事業（1991）」→「施設野菜モデル団地助成事業（1992）」→「成長作目総合モデル団地助成事業（1993）」→「施設野菜生産流通支援事業（1994：この事業から、生産から流通へ中心が移行）」と施設野菜の支援事業を行ってきた。具体的な内容をガラス温室支援の例で見てみる。

当初は補助率が高かったが、漸減し、最終年次には補助がなくなることが見てとれる（第24表）。それに伴う形で投資額も急減している。

第23表 青果物生産に関するマクロデータ

（単位：万戸，ha，％）

		1990	1995	1997	2001
農業一般	耕地面積	-	1985	1923	1876
	休耕面積	67.5	64.6	29.5	16.6
	休耕率	3.2	3.2	1.5	0.9
	全農家数	176	150	-	135
野菜	野菜専業農家数	17	25	-	25
	野菜専業率	9.8	16.4	-	18.5
	野菜作付面積	31	40	36	37
	野菜作付面積割合	-	2	1.9	2
果樹	果樹専業農家数	11	14	-	15
	果樹専業率	6.1	9.6	-	10.8
	果樹作付面積	13	17	18	17
	果樹作付面積割合	-	0.9	0.9	0.9

資料：農林部『農政に関する年次報告書』2002，『農林水産統計年報』

第 24 表 ガラス温室の補助率

事業名	補助率(%)		
	補助	融資	自負
施設野菜モデル団地助成事業	60	30	10
成長作目総合モデル団地助成事業	60	40	-
施設野菜生産流通支援事業	50(25)	30	20
同事業 1997-98 年	40(20)	40	20
同事業 1999 年	20	60	20
同事業 2000 年	-	80	20

資料:Lee, Du-Soon 他[1999]

注1:()のなかは地方自治体の補助である。

注2:融資の利子は 4~5%, 一般市中金利が 10~12%。

次に作目の変化である。野菜作の増加と共に葉菜・根菜・調味菜が減少し、果菜が
 1990 年 果菜 17%, 葉菜 20%, 根菜 13%, 調味菜 44%
 1997 年 果菜 21%, 葉菜 17%, 根菜 11%, 調味菜 42%
 と増加した。特にキュウリやスイカのような重量当たり単価の安い野菜は、まだ露地栽培されているが、日本輸出の重要品目である単価の高いトマト・イチゴは、露地野菜と代替される形で増加した。(第 25 表)

第 25 表 主な果菜の作付面積の推移

(単位:ha)					
作物	区分	1980	1985	1990	1996
キュウリ	露地	4,940	3,992	3,022	2,195
	施設		2,840	3,929	4,996
メロン	露地	10,139	6,872	3,951	1,481
	施設		2,983	4,209	9,198
スイカ	露地	15,687	21,208	20,277	20,518
	施設		951	5,403	18,752
トマト	露地	1,742	1,387	493	216
	施設		1,669	1,992	3,828
イチゴ	露地	8,281	4,135	2,142	907
	施設		3,660	4,715	6,236

資料)農林部『農林水産統計年報』各年次より作成

施設が建設されたとしても、良質の果菜が生産できる訳でない。農家の栽培技術を必要とする。政府は農家への技術支援を道ごとに「農業技術院」と「地域特化試験場（例えば、論山のイチゴ試験場、ブヨのトマト試験場）」を設け、この組織を通して地域固有の技術開発を支援した（地域固有技術のみの国庫補助：50 億ウォン（1991 年） → 75 億ウォン（1995 年） → 87 億ウォン（2000 年） → 67 億ウォン（2003 年））。また、「産（農家・生産者団体）－学（大学）－官（改良普及センター）」の連携による農家の技術向上も図られた¹⁾。また、品質向上に欠かさないものが種子であるが、日本輸出用の野菜の種子は、全て日本種苗会社の種子が使われている²⁾。その結果、日本の消費者が重視している糖度が低く、繊維が多いといった品質格差が若干残っているが、日本産と大差のない果菜が生産されるようになった。（第 26 表）

道別にみた果菜の主産地は、釜山慶南・光州全南・テグ慶北と韓半島（朝鮮半島）の南に位置するが、市郡別にみると道別と必ずしも一致するとは限らない。日本輸出の多いキュウリは全羅南道のクレと忠清南道のブヨが、トマトは全羅南道のタンヤン及びボソンと忠清南道のブヨが、イチゴは全羅南道のタンヤンと忠清南道の論山、慶尚北道のコリョンが各々主産地となっている。

第 26 表 日韓野菜成分比較

		(単位:kcal.g/100g)				
		カロリー	水分	タンパク質	糖分	繊維
イチゴ	J 市管内	20	92.2	0.9	4.3	1.9
	日本	35	90.1	0.9	7.5	0.8
キュウリ	J 市管内	12	95.5	0.9	2.4	0.5
	日本	11	96.2	1	1.6	0.4
ピーマン	J 市管内	17	94	0.7	3.7	1
	日本	21	93.5	0.9	4.2	0.8
トマト	J 市管内	14	95.2	0.9	2.9	0.4
	日本	16	95	0.7	3.3	0.4
なす	J 市管内	19	93.3	0.9	4.5	0.8
	日本	18	94.1	1.1	3.4	0.7

資料：韓国 J 市農業改良普及センター

注：日本の数値の出所は明確ではない。

2) 品質保持・規格化の推進

青果物流通政策は、1980 年代半ば～1990 年代初期まで、中央卸売市場を中心とする市場の整備に主眼が置かれた。1990 年代初めの量販店の台頭や物流合理化もあ

って、農産物流通施設（Agricultural Product Packing Center：APC）を中心とする産地流通に焦点が移られた。政策の内容は、生産者団体による出荷調整・ブランド化・高品質化・規格化の推進である。その結果、1999 年まで簡易集荷場 3,290 カ所、A.P.C.（産地流通センターと農産物総合流通センター）141 カ所、農産物加工場 1,407 カ所が建設された。その運営主体は総合農協（1,203）、専門農業（46）、作物班（生産部会）³⁾、（20,540）、営農法人（4,214）の生産者団体が担っていた。

しかし、第2節の「第2段階投融资」でも述べたように、非効率的な流通施設の廃止と流通施設への投資が抑えられ、2002 年には簡易集荷場 3,065 カ所、A.P.C. 206 カ所、農産物加工場 1,097 カ所となっている。生鮮青果物物流の大きな役割を担っている A.P.C.（産地流通センター176 カ所）は 204 カ所が運営されている⁴⁾。運営主体も新たに自治体と流通会社が 12 社加わっている。青果物 A.P.C.の概況をみると、1カ所当たりの平均面積 559 坪、うち集荷・選別・包装場 278 坪、低温倉庫 210 坪、事前冷却場 16 坪、その他 55 坪（以上は農林部流通局の 2003 年内部資料）、平均投資額 16 億 2 千万ウォン（農食品新流通研究会[2000]）となっている。

一方、1993 年からスタートした「農産物物流標準化事業」は A.P.C.を通じて行われた。「標準化事業」は、農業 GDP に占める物流コスト（約 27%）を削減するために始まった。その方法は、産地で規格商品を標準化された容器に包装し、荷役を機械化するという unit load system の構築である。特に、農産物物流コストの約 50%を青果物の物流が占めているため、青果物が主な事業の対象となった。支援内容は、施設園芸（補助 20%，融資 60%，自己負担 20%）と果実（融資 80%，自己負担 20%）となっている。これは施設への支援で、包装材の支援は別に行われている（第 27 表）。

第 27 表 包装材の購入支援

（単位：千ウォン，%）

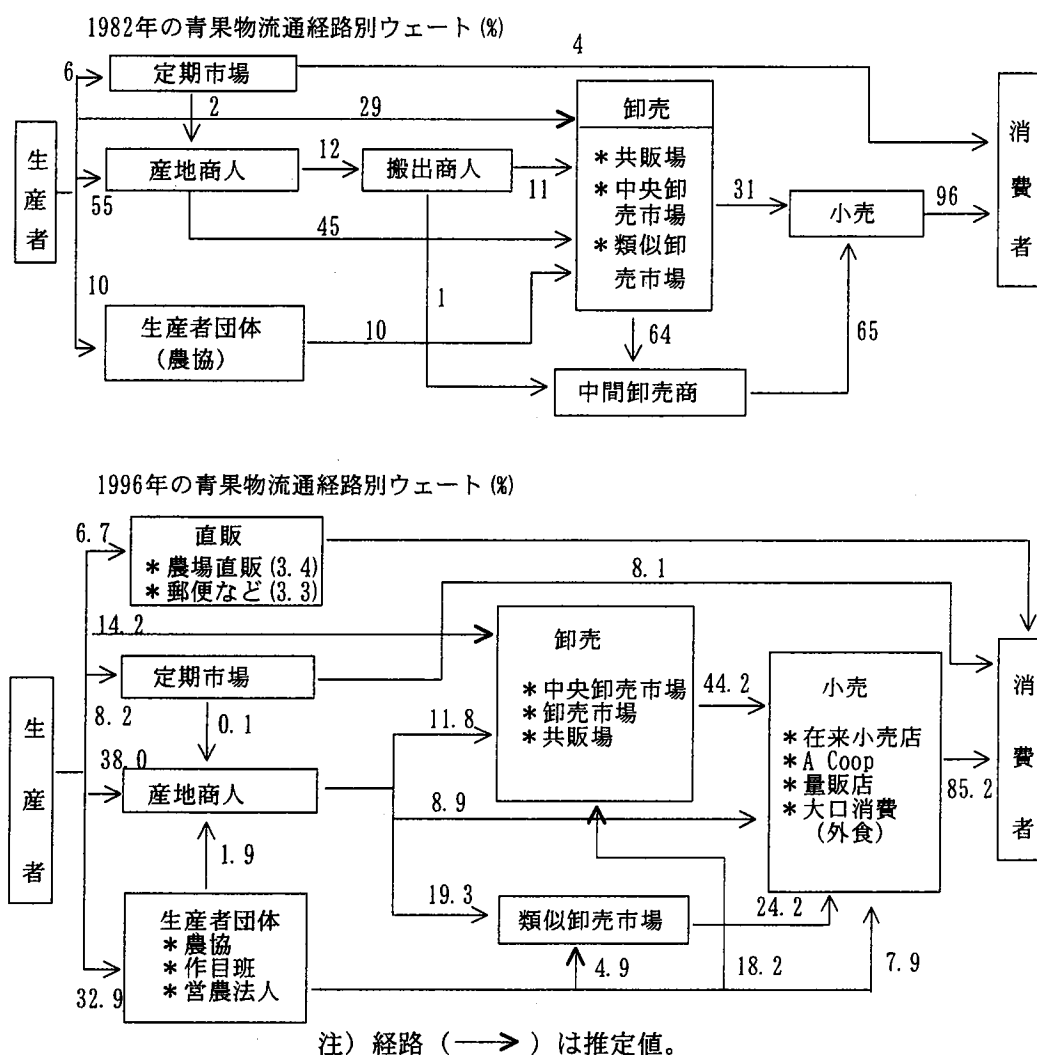
		政府補助	自治体補助	自己負担	小計
農協(園芸農協)	金額	62.9	62.9	918.1	1043.9
	割合	6	6	88	100
営農組合法人	金額	33.3	33.3	275	341.6
	割合	9.7		80.6	100

資料：韓国農産物流通公社[1996]から引用

注1：包装材 1,000 個を購入するときの平均。

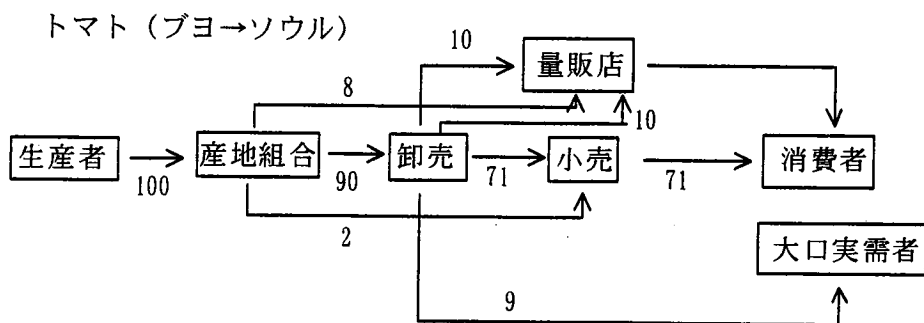
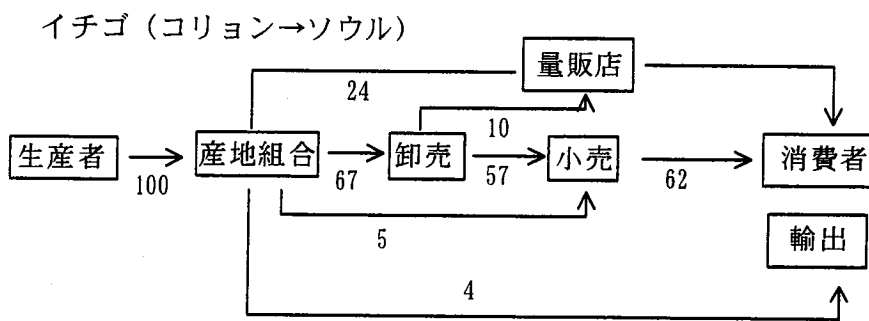
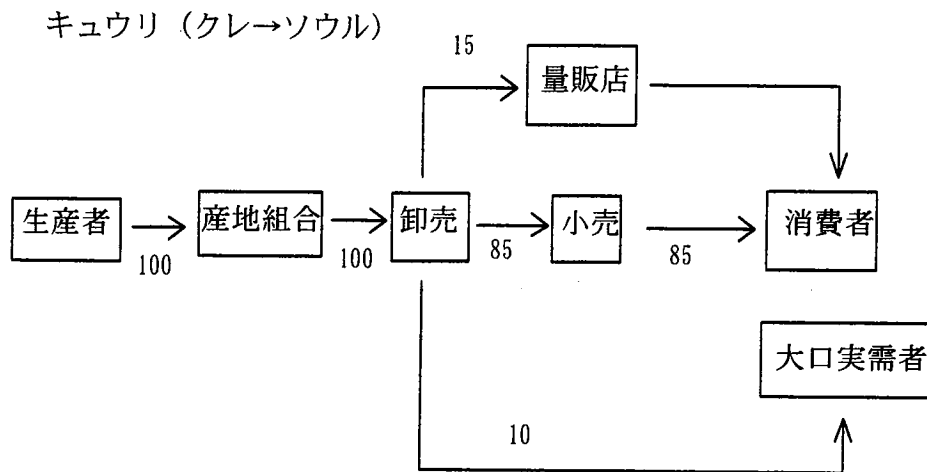
その結果、流通は日本モデルに酷似した、生産（農家）→個選（農家）または共選（団体）→包装（団体）→出荷（団体）の形へ移行しつつある⁵⁾。Kim, Byung-Ryul[1999]によれば「新農政 5 カ年計画」の終わり頃は、生産者団体による

共同出荷の兆しが見られている（第 5 図）。しかも、比較的に施設栽培の多い果菜は共同出荷が定着してきた、と言える（第 28 表）。政策は生産者組織による共同出荷率の向上（全出荷量の 60%）と産地包装・規格出荷の向上を推進し、2001 年には共同出荷率 60%（1998 年 41%）、規格出荷率 46%（1998 年 17%）と上昇した。特に果菜の主産地では共同・規格出荷が定着するようになった（第 6 図）。



第 5 図 青果物流通経路の変遷（1982 年→1996 年）

資料：Kim, Boungr-Ryul[1999]



第6図 主な果菜の流通経路(2002年)

資料:韓国農産物流通公社[2002]

注:数値は%を示す。仲卸は卸と見なし、経路から略した。

第 28 表 青果物の品目別出荷パターン

		出荷主体別割合 (%)				出荷パターン
		農家の直接 出荷	共同出荷	産地商人 の出荷	その他	
葉根菜類	ハクサイ	3・5	5・10	85・90	-	産地商人型 青田買い型
	キャベツ	10 未満	30(斉州道)	60・70	-	
	ダイコン	6・10	10 未満	80・95	-	
	ニンジン	10	25	65	-	
調味蔬菜 類	ホントウガラシ	-	10・15	80・85	5・12	産地商人型
	ニンニク	10	20	70(貯蔵業者)	-	庭先取引型
	タマネギ	15	10・15	70・75	-	青田買い型
	ネギ	5・10	5	90	-	
果菜類	キュウリ	-	100	-	-	作目班型
	トマト	5・10	90・95	-	-	
	アオシストウ	5・10	90・95	-	-	
	マクアウリ	5	25・55	3・25	22・30	産地共販場型
	スイカ	5・10	-	65・68	30・35	
果実類	リンゴ	40	30	30	-	農協型
	ナイ	20・25	50	25・30	-	
	カキ	10・13	53・60	25・35	-	
	ブドウ	5	80・85	10・15	2(加工)	
	ミカン	-	57・60	40・43	-	

資料：農水産物流通公社「主要農産物流通実体」1998,12.

(3) 対日輸出の経路と生産者・輸出業者の行動

この節では生産・包装された青果物が、どのような経路で日本へ輸出されるか、その経路において重要な役割をする輸出業者の行動を見てみよう。

韓国で生産された野菜が、日本の卸売市場又は実需者へ至るまでの考えられる経路は、次があり得る。

- ① 生産者→卸売市場又は実需者（大型小売業者、加工業者、外食チェーン店）。
- ② 生産者→生産者団体→卸売市場の荷受会社又は実需者。
- ③ 生産者（又は生産者団体）→輸出業者→卸売市場の荷受会社又は実需者。
- ④ 生産者（又は生産者団体）→輸入業者→卸売市場の荷受会社又は実需者。
- ⑤ 生産者（又は生産者団体）→輸出業者→輸入業者→卸売市場の荷受会社又は実需者。

経路①が成り立つためには、大規模農家が輸出業務を遂行でき、かつ日本在住の買い手と直結できる情報（能力）を持たなければならない。逆に、日本在住の荷受会社（実需者）が韓国の大規模農家か、幾つかの農家から買い集めるか、韓国の産地商人を介在することで成り立つ。現に実在するケースは、大規模営農法人（チャンセン）が日本在住のアグリビジネス会社（Doll Japan）にパプリカを輸出していることが唯一である。

経路②は、生産規模の小さい農家でも生産者団体（例えば農協や作目班）が窓口になって輸出業務を代行するケースである。その際、生産者団体に経路①と同様なことが要求されるが、荷受会社（実需者）にとっては当該生産者団体さえ見つければ、輸入できる。

経路③と⑤は、日本食品市場について、既にある程度知識を持っている輸出業者が、青果物輸出にも参入するケースである。特に水産物の輸出経験を有する業者が、韓国の漁獲高減少による、業種転換から参入することが多い。彼らは輸出業務のノウハウと施設を十分に持っている。

経路④は、第3国からの食品輸入に手がけていた業者が、新たな輸入先として韓国を加えた拡大したケースである。このケースは韓国の青果物事情に詳しい韓国人の社員を採用していることが多く、この社員が売り手の探しや調整役に当たっている。

何れにせよ、最も多く見られる経路は⑤である。ケースによってプロセスが少々異なることもあるが、典型的なプロセスを詳細に示せば、

① 輸出契約（生産者または団体）→ ② 輸入業者の品種指定（日本産種子）
→ ③ 育苗（30～50日間）→ ④ 定植・栽培（6～11ヶ月）→ ⑤ 収穫（早朝）→ ⑥ 選果場集荷・選別・包装（共同施設）→ ⑦ 予冷（共同施設）
→ ⑧ コンテナトラック積み・港（釜山港）へ輸送 → ⑨ 輸出検疫・通関
→ ⑩ コンテナ船積み → ⑪ 海上輸送 → ⑫ 日本の港（下関港・博多港）着 → ⑬ 荷下ろし → ⑭ 輸入業者引取 → ⑮ 輸入検疫・通関 → ⑯ 日本国内輸送 → ⑰ 卸売市場・実需者、
である。プロセスのうち、①～⑧は生産者が、⑨～⑪は輸出業者が、⑫～⑰は輸入業者が、各々の責任で行う。

ここで注目に値することは、⑤から⑮までの所要時間が、日本国内の遠隔産地と変わらないことである。具体的に見てみよう。輸出業者からの出荷オーダーが入れば、当日の早朝に収穫作業に入り、選果場集荷・選別・包装作業と予冷（プロセス⑤～⑦）までは当日の午前中に終了する。主な産地が釜山から3時間くらいの距離にあるので、プロセス⑧～⑩は当日の夕方まで終わる。海上輸送は関釜フェリーを利用する。日本の港は下関港か、博多港を利用し、乗客とともに入港する。仮に貨物船を利用すれば、入港する際の接岸順番次第によって1日間を海上で待たなければならない。これによる品質の劣化は避けられない。従ってフェリー利用によってプロセス⑤～⑫までを1日間で、しかも確実に実行できる。その後は通常の検疫を経て日本国内輸送が行われ、

早ければ2日目の夕方、遅ければ3日目の午前に店頭に並ぶことになる。

(4) 対日輸出の取組事例

1) 対米輸出(梨)の開始

論山農産物輸出物流センターを拠点とする周辺の地域は、1998年にアメリカに梨を輸出したことを契機に、営農法人として本格的な果樹輸出を開始した。営農法人が展開される前の果樹生産状況をみると、梨を中心とする果樹生産者が300名となっており、総栽培面積は350haに及んだが、アメリカの輸出を本格的に推進するために、最終的には19名の農業生産者と1名の技術職員を含む計20名で営農法人を立ち上げた。さらに営農組合の立ち上げとともに、アメリカからの梨輸出団地の承認を得るまでに至った。この承認を得るためには、アメリカ農務省の厳しい条件(24カ条)をクリアしなければならず、当時韓国国内だけでも17カ所が申請し、3ヶ所だけが承認を得た。そのうち、論山農産物輸出物流センターは24カ条の条件の中、7部門において最高評価を受けた。

このような背景には、輸出当初から明確な目標を掲げて、営農組合の構成員を選定したことと、それに相応しいスタッフを揃えたことが指摘出来る。

とくに営農法人の代表は、以前大企業の為替担当として勤めた経歴の主として、貿易に関して専門的な知識を身につけており、当初から輸出に強い関心を持っていた。さらに常務理事は、地域の技術センターの職員として活躍した専門家として、技術の向上に早い段階から力を入れていた。

このようにきちんとした役割分担と明確な目標の設定が生産者に迷いを与えず、早い時期からその威力を発揮したと言える。営農法人の立ち上げの翌年には、アメリカ向けに梨520トン、150万ドルの実績をあげていたことがその証拠ともいえる。

2) 生産基盤の拡充

アメリカ農務省による梨輸出団地の承認を得たことで、本格的な対米輸出の道が開けると同時に施設の拡充が懸案として浮上した。輸出当初は、農協所有の選果場を借りて利用したが、様々な制約があったため、作業効率はよくない状況であった。施設の確保を急務として様々な方法を模索する中、最終的に市から支援を受けることとなった。当時は政府の農業政策そのものが、農産物輸出を積極的に奨励していたことや、市としても、営農法人を地域農業の中核として考えていた結果といえる。

その結果、1999年に営農組合が主軸となって、他の生産者との共同出資で論山農産物輸出物流センターを設立した。資本金は1億3千万ウォンであり、そのうち、市から6千万ウォンの支援を受け、簡易選果場を設置、作業の効率化を図った。このような努力の結果、地域としては梨の輸出のみならず、地域農産物の輸出団地を目指して新たな動きを見せることになった。翌年の2000年には土地1,500坪、選

果場 2 棟 600 坪，低温貯蔵庫 13 棟 230 坪の施設を新たに建設することとなった。このような大規模な投資は前にも指摘したように，政府の積極的な輸出奨励政策が一番の要因ではあるが，当時論山市に散在していた 3 カ所の選果場が赤字を抱えて，操業率が極めて悪かったことから，地域が積極的に動き出さなければならない事情もあったといえる。新しい施設の建設には総額 15 億ウォンが捻出され，地域だけでも約 5 億ウォンを負担した。他は国の支援で賄うことになった。当時，論山農産物輸出物流センターのような新しい施設は全国の 15 市郡に建設され，地域農産物流通の中核を担うこととなったが，当初から輸出を強く意識した輸出団地助成の一環でもあったといえる。論山農産物輸出物流センターには国はもちろんのこと，市からも地域農業の拠点としての責任が要求された。したがって，新たに営農組合以外に園芸組合法人などが組織に参画し，主産地化しつつあるミニトマト，果菜生産も拡大していくこととなった。最終的に論山農産物輸出物流センターを拠点とした組織規模は，果樹の 25 名を含む総数 150 名の組合員を抱えることとなり，栽培面積は 110～120ha に及んでいる。

3) 対日輸出の開始

以上のような流通施設の拡充と組織の拡充を経ながらも，対米輸出は順調に伸び，2000 年度の実績をみると，梨が 630 トンで約 150 万ドル，2001 年には同じく梨が 640 トン，147 万ドル，2002 年にはアメリカを始め，台湾などにもその対象を広げ，梨，リンゴ 1,100 トン，245 万ドルという成長を見せており，果樹の輸出においてはほとんど安定軌道に乗せた。

このような成功と自信によって，対日輸出にも目を向けるようになり，2001 年には韓国流通公社の協力によって東京，大阪の輸入業者との代理店契約を締結し，対日輸出を開始することとなった。ほとんどの韓国に輸出団地が対日輸出を最初から行ったことに比べると，論山農産物輸出物流センターの対日輸出は遅れた。したがって，最初の対日輸出は 2002 年度に開始され，最初はミニトマト，イチゴ，スイカを東京・大阪の輸入業者 3 社に輸出した。

韓国から日本へのイチゴ，ミニトマトの輸出過程を簡単に示すと，以下のとおりである。

生産者→選別→予冷→500g 単位のパックを 3 kg 単位のボックスに詰める→3.5 トンのコンテナに荷揚げ→高速で釜山まで 3 時間→下関→列車→輸入業者（東京は JAPANDOLL，大阪はオレイ支店（前身は全北貿易）など）

イチゴの場合，午後 2 時に農家から出荷し，夜 11 時には作業を終え，次の朝 8 時にはセンターを出発することとなる。日本の消費地までは長くても 3 日目には市場に並ぶこととなる。しかし輸出が開始された時点の日本国内の価格低下によって，本格的な輸出には至っていない状況である。さらに，対日輸出に踏み出せない要因として，他産地に比べ果菜生産が遅れたことや本来転作地で果菜を生産したことか

ら生じる土壌の問題、ハウス栽培における技術が十分に普及されていなかったことなどが指摘出来る。また選果場においても対米輸出を基本として作業過程が組まれているため、時期によって対日果菜輸出を中断せざるを得ない状況も指摘出来る。したがって対米輸出のような厳しい品質管理が行われにくい状況である。しかし対日輸出を諦めているわけではない。例えばイチゴの場合、対日輸出による損失は計 1 億 7 千万ウォンに上り、アメリカなどから得られた利益のほとんどは対日輸出によって消えた結果となった。そのくらい、論山農産物輸出物流センターにとって日本は魅力的な市場である。

しかし果菜の場合、韓国と日本において同品種を栽培しており、いつでも内需に転換出来ることから、国内価格が高騰すればわざわざ輸出出来なくても十分な収益が得られるメリットも存在する。とくにミニトマトの場合、去年から国内価格の高騰によって輸出が中断されている現状である。このため今年のトマト種子は入手困難といえるほどの人気で、今年から過剰生産による価格の低下が懸念されている。これは結局、国内価格が低下すれば、いつでも対日輸出が開始される可能性が高いことを示唆している。

ちなみにイチゴの場合、2002 年には国内と日本向けの出荷が半々だったが、2003 年度には国内出荷が 7 割、日本が 3 割の割合となっている。さらにミニトマトは、以前国内価格の暴落によって栽培中止となったが、輸出専門農家を中心に生産を開始している。

4) 他の輸出産地との相違点

論山農産物輸出物流センターが行った対日輸出は、他の産地とは違う様相を見せている。

次に論山農産物輸出物流センターの特徴を整理することで、韓国における対日輸出産地の現状を明らかにする。

第一に、論山農産物輸出物流センターは対米輸出から安定的な利益を得ながら、対日輸出を行っており、最初から盲目的に対日輸出に乗り出した他の地域とは相違している。さらに輸出を専門に行ったため、外国との直接的な取引が可能となり、商取引における問題を最小化することが出来たことも他の産地とは違っている。

第二に、対日輸出を行う前に、基本的な流通施設の完備や国内販売網を確保しており、対日輸出による被害を最小化することが出来たことも大きな特徴である。さらに輸出においてもアメリカ、台湾、東南アジアなどと多角化していたこともいえる。

第三に、対日輸出の不振にもかかわらず、対日輸出で培ったパッキング技術を生かし、国内最大手量販店との契約を結び、国内ブランドイメージの向上はもちろんのこと、産地の広域化も実現し、あらゆる市場対応が出来る体制を整えている点なども、他の産地とは大きく相違している。さらにスイカの出荷において全国初のパ

レット出荷を実現し、ほとんど商人主導であった既存の流通形態を変えると同時に、彼らの価格形成力を低下させ生産者主導の流通に転換することが出来た。したがって、論山農産物輸出物流センターを拠点とするスイカ産地には商人による庭先取引がほとんどなくなった。

第四に、出荷の周年化を実現し、生産・出荷作業の効率化はもちろんのこと、施設の運営としても安定的な収益を得ることが出来た。現在、梨・リンゴの果樹をはじめ、イチゴ、スイカ、ミニトマト、メロンの栽培が主流となっており、果菜の場合、対日輸出を念頭に本格化した経緯もあるが、2002年度より、国内販売の差別化を目的で立ち上げたブランド（FRESHIA）のイメージ戦略と、他産地とは違う低農薬（品質管理院認証）農産物の販売によって、国内最大手量販店に周年出荷産地（全国5社あるが、残り4社は卸売市場の仲買人）として認定された。その契機となったのは、イチゴの対日輸出不振によって輸出資材である容器の在庫問題が顕在化し、その有効活用のために始めた200g単位のバック詰の出荷がそのユニークさゆえに、核家族の近年の潮流に乗って、量販店からの出荷要請につながる結果となったのである。さらにそのバック詰のイチゴのブランド名を職員の中で応募し、「タンコマ」というブランド名で出荷したことも、輸出で培った市場開拓の経験から生まれたものである。

最後に、栽培技術の向上はもちろんのこと、前述のとおり、地域技術センターの職人を組合の重役に据えることで関係機関との連携を強め、先進技術の普及や新品種の導入が素早くなった。

（5）今後の展望

日本における韓国産生鮮野菜の輸入量急増の背景には、ウルグアイ・ラウンドによる韓国政府の生産・流通の政策転換と生産者や輸出業者のリスクな行動がある。生産においては、政府補助による施設の拡充で増産が図られた。日本産種子の使用と産学官による栽培技術の向上、保冷流通と関釜フェリー利用による品質保持などによって、良質や鮮度を求める日本消費者ニーズに答えられるようになった。流通においては、共同出荷を通じて選別・規格化と包装化が行われ、日本の商取引ニーズを満たすようになった。生産者や輸出業者のリスクな行動は未知の販売ルートを開拓するとき、大きな役割を演じたと言える。

しかし輸出と国内価格との状況によって輸血量の変化が激しいことは、まだ韓国と日本の輸入業者の間できちんとした信頼関係が構築されていないことを意味する。また輸出単価は日本国内価格の7割水準に満たない状況である。しかし日本と同じ品種を栽培出来るメリットや、いつでも輸出出来る地理的なメリットも有している。したがって、論山農産物輸出物流センターの例でもわかるように、技術水準の向上によっていつでも輸出出来る出荷体制も整備されている。このことは、いたずらに輸出が行わ

れる恐れも常にはらんでいることを意味する。現在、韓国政府による輸出業者への規制が行われようとしており、無差別的な輸出は減少する可能性もある。さらに、対日輸出を巡って起きている種苗会社と生産者間のロイヤリティー紛争などの新しい問題も浮上しており、対日輸出を本格化するためには、解決しなければならない問題が山積している。

- 注1)「農家の技術指導を行う改良普及センターが大学と農家を取り次ぎ、研究者が農場に出向いて指導する。その結果を農家や学生がデーターとして収集し、大学へフィードバックする。この連携は作目班（生産部会）か、生産団地ごとに行われる」という事例も観察された。
- 2) 野菜の主産地である慶尚南道と全羅南道の調査時、輸出農家の全てがサカタ種苗やタキイ種苗の種子を使用していた。
- 3) 作目班または営農法人は農協に所属しながら、自前の包装・選果施設を持ち、独自に出荷することが多い。その理由として、農協が販売事業より信用事業を重視してきたこと、作目班が農協の支援を受けず自力で形成されたこと、政策が生産者団体の組織形態に拘らず支援したこと、を挙げられる。
- 4) 産地流通センターは生産者と市場を仲介する機能を有する。日本の農協の選別・包装施設と異なることは自らマーケティング活動を行うところにある。
- 5) 日本と異なる点は農協による買い取り契約（契約栽培と称す）を行うことである。契約栽培は需給安定のために実施している。

【 引用文献 】

- [1] CHOI SE-GYUNG (2001) 「市場自由化が養豚産業に及ぼす影響」『農村経済』第24巻第1号, 韓国農村経済研究院。
- [2] Kim, Byung-Ryul (1999)『韓国の青果物流通と価格政策』, mimeo。
- [3] Kim, Jung-Ho (2003)『農業・農村の変化と対応』, 農林部・韓国農村経済研究院。
- [4] Lee, Du-Soon (1999)「ガラス温室の経営実態分析」, 韓国農村経済研究院。
- [5] Park, seok-doo(1999)「Agriculture policy reform」, Lee jae-ok and lim song-soo(eds.)『Agriculture in Korea』, Korea Rural Economic Institute.
- [6] SUNG DONG-HYUN and SUNG-YEOL(2003)「原乳需給不均衡の原因と政策課題」『農村経済』第26巻第4号, 韓国農村経済研究院。
- [7] Zeon, Chang-Gon (2003)『農業・農村の変化と対応』農林部・韓国農村経済研究院。
- [8] 姜 暲求 (2003)「韓国産生鮮野菜の輸入動向とその背景」『南九州大学研究報告』No.33(B), 南九州大学。
- [9] 韓国農産物流通公社 (1996)『物流標準化の実態』。
- [10] 韓国農産物流通公社 (2002)『主要農産物の流通実態』。
- [11] 韓国農村経済研究院 (2004)『農業展望 2004』。
- [12] (社) 農食品新流通研究会 (2000)『産地流通センターの発展方向』。
- [13] 農水畜産新聞 (2003)『畜産年鑑』。

(参考資料)

「農漁村生活の質特別法」, 2004 年 6 月 6 日より施行

(韓国農林部のホームページより訳)

農漁村住民の生活の質を都市水準に

立ち遅れた農漁村地域住民の生活の向上と地域開発政策を汎政府次元で推進するための「農漁人の生活の質向上及び農山漁村地域開発促進に関する特別法 (以下生活の質向上特別法)」が 6 日から施行される。

今度施行される生活の質向上特別法と施行令の主要内容をみると、政府は農漁村住民の福祉増進、教育与件改善及び地域開発を促進するために 5 年ごとに農漁村政策の基本方向と福祉・教育・地域開発に関する事項を含んだ基本計画を樹立しなければならない。また、基本計画樹立の以外に国家及び地方自治体は農漁村住民の生活の質向上のための各種政策を総合的に推進しなければならない。

農漁村住民が負担する国民年金保険料と健康保険料の一部を予算の範囲の中で支援することができるとともに、農作業または漁撈作業の中で負傷、疾病などの災害を被った場合も必要な支援をすることができる。

また 10 年間延長される 20 兆ウォンの農特税は農漁村福祉、教育と地域開発に集中投資される予定である。

そしてこの法律は国家と地方自治体は農漁村の学生の教育機会を保障するために教育与件の改善・発展のために幼稚園児の教育・保護に必要となる費用の全部または一部と学費、給食費などを支援することもある。さらに農漁村学校に適正数の教職員が配置されるようにする一方、教職員の士気高揚と福祉向上のために住居の提供など優待措置を用意しなければならない。

国家と地方自治体は農漁村住民の生活便宜を増進して農漁村の経済活動基盤を構築するために住宅、道路、上水道、大衆交通体系など農漁村基礎生活与件改善を積極支援しなければならない。

このために農漁村地域村総合開発事業の推進、農漁村景観の保全と形成、郷土産業の振興、条件不利地域の維持のために国家及び地方自治体が必要な支援ができるようにした。

このように生活の質向上特別法が施行されれば農漁村型社会安全網が拡充されて、教育環境が画期的に改善し、生活の質が高くなるだけでなく、農漁村地域の開発が促進され持続的に発展することができる基礎が構築されるとみられる。